

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税関係事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東大阪市は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

東大阪市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
（別添1）事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
（別添3）変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税関係事務
②事務の内容 ※	・地方税法(第三章第一節(市町村民税)及び第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(本評価書では、以後「個人住民税」と称す)であり、その税額は、市町村が確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金支払報告書等の課税資料から、職権で決定している。 ・個人住民税には大きく分けて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割があり、また、個人に対する住民税としては、市町村が課すことのできる市町村民税(以後、個人市町村民税と称す)と、道府県が課すことのできる道府県民税(以後、個人道府県民税と称す)が存在する。 個人市町村民税及び個人道府県民税においては、それぞれにおいて所得割、均等割の賦課額が決定される。 これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。 なお、個人道府県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収を行う」ものとされていることから、個人市町村民税とあわせて一括して賦課徴収を実施するものである。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。(具体的な特定個人情報の流れを別添1に記す。) ①課税対象者情報の準備。(地方税法第294条、第295条、第318条) ②納税者、特別徴収事業者からの各種課税資料の受領。(地方税法第317条の3 等) ③他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認。(情報提供ネットワークシステムを利用) ④他市町村・他業務及び他機関に対する所得情報の提供及び移転。(情報提供ネットワークシステムを利用)
③対象人数	＜選択肢＞ [30万人以上] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	○当初課税準備: ・納税義務者登録機能 対象年度の課税処理等を行うための、基本情報を登録する。 ・総括表作成機能 総括表を作成する。 ・課税資料登録機能 納税義務者等より提出される課税資料を登録する。 ・事業所情報登録機能 対象年度の給与支払報告書受付処理等を行うための、基本情報を登録する。 ・年金特別徴収者管理機能 前年より年金特別徴収を継続している者の月割り等を登録する。 ・配偶者情報登録機能 対象年度の課税処理等を行うための配偶者情報を登録する。 ・申告書出力機能 課税対象者に対する個人住民税申告書を出力する。 ・総括表督促作成機能 総括表の督促を作成する。 ○当初課税: ・当初課税機能 申告情報等の各種資料の合算を行い、徴収区分を決定し、当初課税処理を行う。 ・扶養否認登録機能 扶養対象でないことが判明した場合は、課税額の再計算を行う。 ・当初通知書作成機能 納税義務者宛の当初納税通知書を作成、通知する。 地方税法第294条第3項通知を当該他市町村へ通知する。 ・地方税法第294条第3項通知情報登録機能 他市町村から送付された地方税法第294条第3項通知情報を登録する。 ・調定表(当初)出力機能 当初賦課処理結果を基にした調定表を出力する。 ・申告書督促出力機能 課税対象者に対する個人住民税申告書の督促を出力する。 ・他市町村回送用資料出力機能 他市町村で課税されるべき資料を回送用に出力する。 ・配偶者特別控除否認機能 配偶者特別控除の対象でないもしくは控除額の誤りなどが判明した場合は、課税額の再計算を行う。 ・給与特別徴収義務者台帳作成機能 給与特別徴収の対象を各義務者ごとに集計し、台帳を作成する。 ・給与税額通知データ作成機能 電子データで通知する特別徴収義務者に対し税額通知データを作成する。 ・公示送達機能 住所不明などで納税通知書が送付することができない納税義務者に対して公示送達を行う。 ・扶養専従者世帯登録機能 扶養者の登録及び専従者の登録を世帯画面で行う。 ・年金特別徴収対象者情報の登録機能 経由機関から対象者情報を受け、徴収方法の変更を行う。 ・確定申告書の登録・補記機能 国税連携システムからの確定申告書を受け、登録、またデータ化されない部分の補記を行う。 ○更正: ・未申告／修正申告受付登録機能 未申告者に対する通知の作成、及び未申告者からの申告書、または修正申告書等を受け、登録する。 ・異動情報受付登録機能(特別徴収者) 特徴義務者からの異動届出を受け、徴収方法の変更を行う。 ・減免申請受付登録機能 減免の申請を受け、審査結果を登録する。 ・更正(税額変更)機能 修正申告、減免等により税額の変更が発生した場合に税額変更処理を行う。 ・更正通知書作成機能

	税額変更や徴収方法の変更が発生した者に対する更正通知書を作成、通知する。 ・ 調定表(更正)出力機能 更生賦課処理結果を基にした調定表を出力する。 ・ 年金特別徴収税額通知の作成 年金特別徴収税額を経由機関に通知するためのデータを作成する。 ・ 年金特別徴収の中止通知の作成 年金特別徴収の中止を経由機関に通知するためのデータを作成する。 ・ 年金特別徴収の結果通知の登録機能 経由機関から特別徴収の結果を受付け、徴収方法の変更を行う。 ・ 年金特別徴収の中止通知結果の登録機能 経由機関から中止通知結果を受付け、徴収方法の変更を行う。 ○発行: ・ 各種証明書発行機能 所得証明書・課税(非課税)証明書・回答書を作成、交付する。 ・ 通知書発行機能 納税通知書、納税変更通知書、特別徴収税額決定・変更通知書、照会文書回答書、減免却下通知書を作成、通知する。 ・ 決議書発行機能 修正申告、減免等により税額の変更が発生した場合に決議書の作成及び発行を行う。 ○照会: ・ 賦課情報照会機能 課税台帳より、所得、控除、税額、期割等を照会する。 事業所情報を照会する。 年金特別徴収管理より、対象者、月割り等を照会する。 住民税台帳より世帯の基本情報・課税情報を照会する。 ○統計: ・ 統計情報作成機能 都道府県に報告するための各種統計情報資料を作成する。 ○課税資料等イメージ閲覧機能: ・ 納税義務者等より紙もしくはXMLデータ等で提出される課税資料をイメージ化し登録する。 ・ 課税資料の資料番号・宛名番号等を登録して検索キーにし、イメージデータを閲覧する。 ・ 作成したイメージデータにアノテーションやメモを貼り付ける。 ・ 作成したイメージデータを印刷する機能を有する。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	地方税ポータルシステム(市民税関係)
②システムの機能	○給与支払い者または年金支払い者等よりインターネットを利用して提出される課税資料等を、地方税共同機構からeLTaxを通じて委託先の受信サーバで受信する。庁舎内の執務室に設置されたクライアント用パソコンよりeLTaxを通じて、審査、照会、印刷、ダウンロード、経由機関と年金特別徴収データの送受信、給与特別徴収税額通知データの送信などを行うことができる。 審査： ・利用届出審査機能 給与支払い者または年金支払い者等より提出される利用届出書の審査を行い、通知する。 ・申請・届出データ審査機能 給与支払い者または年金支払い者等より提出される届出書の審査を行い、通知する。 ・申告データ審査機能 給与支払い者または年金支払い者等より提出される課税資料等の審査を行い、通知する。 照会： ・利用届出照会機能 給与支払い者または年金支払い者等より提出される利用届出書を照会する。 ・申請・届出データ照会機能 給与支払い者または年金支払い者等より提出される申請・届出書を照会する。 ・申告データ照会機能 給与支払い者または年金支払い者等より提出される課税資料等を照会する。 印刷： ・利用届出印刷機能 給与支払い者または年金支払い者等より提出される利用届出書の印刷を行う。 ・申請・届出データ印刷機能 給与支払い者または年金支払い者等より提出される届出書の印刷を行う。 ・申告データ印刷機能 給与支払い者または年金支払い者等より提出される課税資料等の印刷を行う。 ダウンロード： ・申告データのダウンロード機能 給与支払い者または年金支払い者等より提出される課税資料等のダウンロードを行う。 ・寄附金特例通知のダウンロード機能 他市町村より提出される寄附金特例通知のダウンロードを行う。 経由機関システム： ・団体回付データ(配信)ダウンロード機能 経由機関より配信される年金特別徴収のデータのダウンロードを行う。 ・団体回付データ(集信)送信機能 経由機関に通知する年金特別徴収のデータの送信を行う。 給与特別徴収税額通知データ： ・特別徴収税額通知データの送信機能 特別徴収義務者等に特別徴収税額を通知するためのデータの送信を行う。 送信結果： ・送信結果の確認機能 経由機関や特別徴収義務者等に正常に送信ができたかを確認する。 出力結果： ・出力結果の確認機能 経由機関や給与支払い者または年金支払い者等のデータを正常にダウンロードができたかを確認する。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （※媒体での連携のため他のシステムとの接続はしていない。 ）
システム3	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	○国税庁から送信される所得税確定申告書等(国税連携データ)を、地方税共同機構からeLTaxを通じて委託先の受信サーバで受信する。庁舎内の執務室に設置されたクライアント用パソコンよりeLTaxを通じて、オプション機能を利用し、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行うことができる。 ・確定申告書(e-TAXデータ、KSKデータ)・法定調書・住民登録外課税通知ファイル等ダウンロード機能 国税庁から送信される確定申告書(e-TAXデータ、KSKデータ)・法定調書・住民登録外課税通知ファイル等をダウンロードする。 ・確定申告イメージデータ(KSKイメージデータ)ダウンロード機能 国税庁から送信される確定申告書(KSKイメージデータ)をダウンロードする。 ・確定申告データ・法定調書等の検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 国税庁から送信される確定申告データ・法定調書等を検索、印刷を行う。またXMLファイルのCSV変換機能を有する。 ・団体間回送機能 他市町村で課税される確定申告データの回送を行う。国税庁へ扶養正情報等データの送信を行う。また他市町村から回送された確定申告データを受信サーバで受信する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （※媒体での連携のため他のシステムとの接続はしていない。 ）

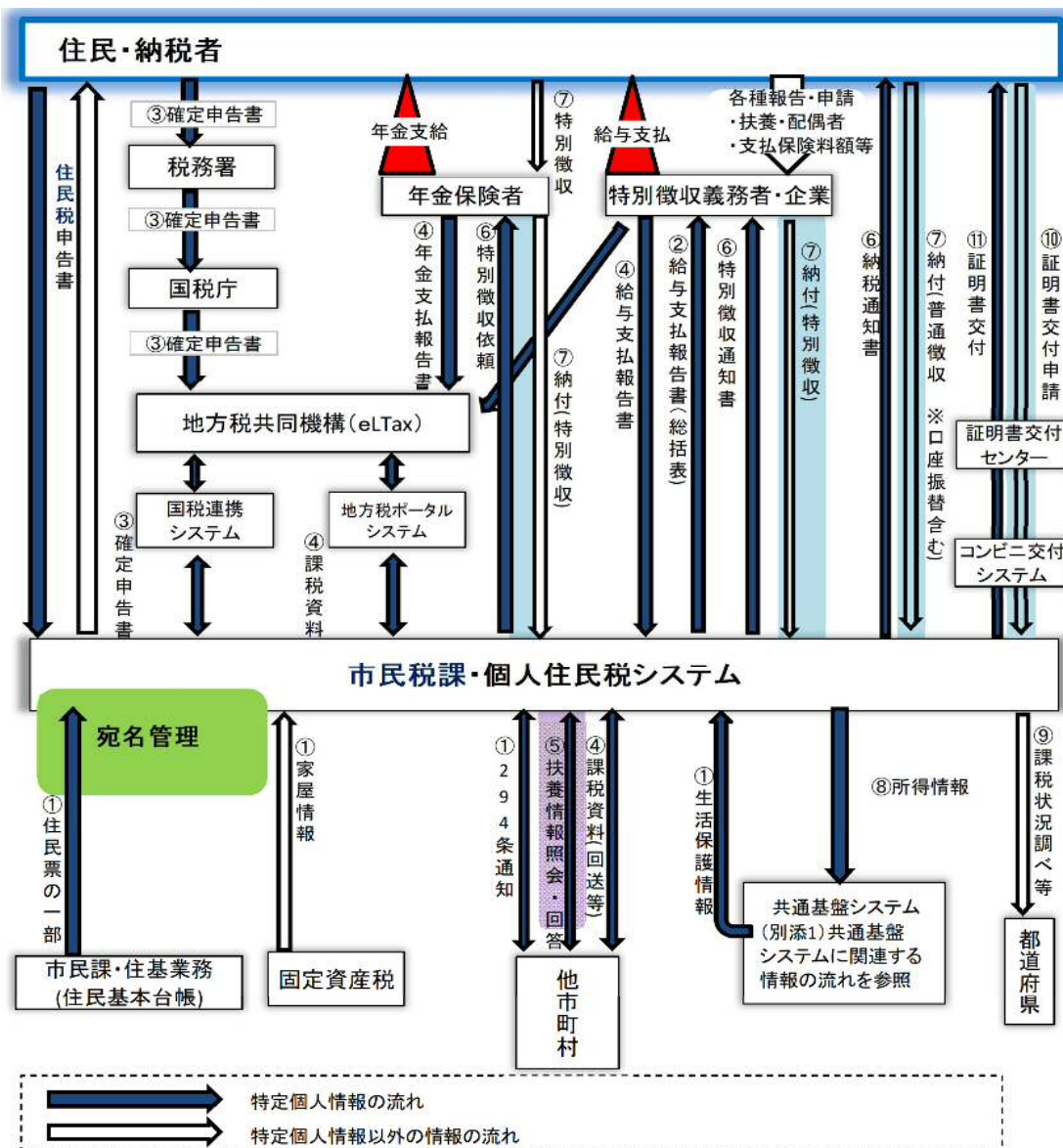
システム4	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	1. 宛名管理機能 (1) 宛名情報の連携 ① 既存住民基本台帳システムから宛名連携 ② 各業務システムから個別宛名連携 ③ 共通基盤に接続した端末からの個別宛名登録 (2) 統合宛名番号の付番 (3) 宛名情報の照会 ① 各業務システムから宛名照会に対する応答 ② 共通基盤に接続した端末からの宛名情報照会 2. 符号取得に関する機能 (1) 符号取得要求 ① 統合宛名番号の中間サーバーへの連携 ② 中間サーバーからの処理通番受取 ③ 既存住民基本台帳システムへの処理通番・符号取得要求情報の連携 ④ 符号取得状態の更新 3. アクセス管理機能 (1) 認証・アクセス制御情報設定 (2) 認証情報の受付 (3) ログ収集 4. 情報照会機能 (1) 情報照会データ連携 ① 中間サーバーへ情報照会要求送信 (2) 情報提供結果データ取得 ① 中間サーバーから情報照会結果受取 5. 副本管理(情報提供)機能 (1) 中間サーバーへの情報登録 6. 庁内連携機能 (1) 業務情報連携 ① 各システム間の業務情報連携 ② 共通基盤に接続した端末から業務情報の登録・管理 (2) 業務情報変換(フォーマット・コード・文字変換)
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (中間サーバー、各業務システム)

システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 4. 業務システム接続機能 中間サーバーと共通基盤システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 暗号化／複合化、鍵管理等のセキュリティ管理を行う。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☒ その他 （ 共通基盤システム ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	1. 証明書データの作成機能 ・市民からの証明書請求に基づき、機構が管理するコンビニ交付証明書交付センターからの要求に応じて、各種証明書のデータを作成し、市民が請求したコンビニ店舗等のキオスク端末(マルチコピー機)へデータを送信する。 2. 既存システムとの連携機能 ・既存システムから証明書情報を連携する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム)
システム7	
①システムの名称	電子申請システム
②システムの機能	1. 住民向け機能 ・オンラインでの手続検索、申請手続ができる。 2. 市職員向け機能 ・住民からの申請を電子的に受け取ることができる。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
(1)課税対象者情報ファイル、(2)課税資料ファイル、(3)課税台帳情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	個人番号を利用して給与支払報告書等と申告書との名寄せをより正確かつ効率的に行うことにより、納税義務者に対する賦課事務を適正に行うことができるため。
②実現が期待されるメリット	・各種所得、扶養情報等をより正確かつ効率的に名寄せ・突合することができる。 ・所得の過少申告や税の不正還付等を効率的に防止・是正できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条および別表24の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 同法に基づく主務省令第2条の表48の項および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	東大阪市税務部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



- (備考) 1月1日に市内に住所のある者、または住所がないが市内に事務所・事業所・家屋数がある者について、前年中の所得に応じて所得割、均等割を算定し、賦課決定を行い、特別徴収事業所、保険者及び納税者に通知し、徴収する。
- ①1月1日に住所を有する者を課税対象者として、課税対象者情報を準備する。(地方税法第294条、第295条、第318条)
市内に住民票はないが、居住実態のある者について、課税対象者情報を準備するとともに、住民票のある他市町村に通知(294条通知)する。
- ②特別徴収事業所に給与支払報告書(総括表)を送付する。(地方税法第317条の6)
- ③納税者が、税務署に提出した確定申告書を国税庁システム、地方税共同機構を経由し、受領する。(地方税法第317条の3 等)
- ④特別徴収事業所から給与支払報告書情報を受領する。(地方税法第317条の6 等)
年金保険者から年金支払報告書情報を受領する。
他市町村から寄附金特例通知を受領する。
確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書のうち、1月1日以前に転出した者について、転出先市町村に当該資料を送付する。
- ⑤他市町村在住の配偶者・被扶養者について、他市町村に扶養実態を照会し、二重扶養されていないかの確認を情報提供ネットワークシステムを行う。(H29.7以降)
- ⑥前年の所得から、個人住民税額の算定を行う。(地方税法第292条 等)
特別徴収対象者は、特別徴収義務者(特別徴収事業所等)に特別徴収通知書を送付する。
年金受給者は、年金保険者に特別徴収依頼通知を送付する。
上記以外の普通徴収対象者及び年金からの特別徴収対象者に対し、納税通知書(税額決定通知書)を送付する。
- ⑦通知した個人住民税について、普通徴収または特別徴収の方法で徴収する。(地方税法第319条 等)
- ⑧他市町村・他業務及び他機関に対する所得情報の提供及び移転。(情報提供ネットワークシステムを利用)
- ⑨都道府県に課税状況調べや各種統計情報の報告を行う。(地方税法第46条等)
- ⑩納税者がコンビニ店舗等のキオスク端末から証明書を請求する。
- ⑪東大阪市のコンビニ交付システムで証明書情報を作成し、証明書交付センターへ送信する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 課税対象者情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で市内に住所を有する個人、または事業所・家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者のうち、所得にかかる各種申告(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書、住民税申告書等)があった者及びその扶養者。
その必要性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うために、地方税法第34条及び第45条の2～第45条の3の3、地方税法第294条及び第317条の2、番号整備法14条に基づき申告情報を保有するため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	個人番号: 対象者を正確に特定するために保有(参照)する。 その他識別情報(内部番号): 当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有する(以降、宛名番号と表記) 基本4情報: 賦課期日時点の氏名、住所等を管理するために保有する。 連絡先(電話番号等): 本人への連絡などに使用するために保有する。 その他住民票関係情報: 対象者と配偶者及び扶養者との関係を把握するために保有する。 地方税関係情報: 課税対象者の課税状況を管理するための区分を保有する。 生活保護・社会福祉関係情報: 個人住民税の非課税判定のために保有する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、固定資産税課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）	
②入手方法		☒ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 （ 電子ファイル(eLTax、国税連携データ、給与支払報告書等) ）	
③入手の時期・頻度		☒ 定期的に入手する事務 ・毎年1月の翌年度課税準備時期 ☒ 個別的に入手する事務 ・居住の実態を調査し、登録が必要と判断された場合。（主に1～3月）（令和6年度の実績数値およそ2,200件）	
④入手に係る妥当性		地方税法第34条及び第294条に定められた納税義務者について、番号法第9条に基づいて適正かつ公平な課税事務を行う為に個人番号を入手する。	
⑤本人への明示		地方税法第34条、地方税法第294条、番号法第9条	
⑥使用目的 ※		個人住民税の適正かつ公平な課税事務を効率的に行い、課税対象者を管理するため。	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課、日下行政サービスセンター、四条行政サービスセンター、中鴻池行政サービスセンター、若江岩田駅前行政サービスセンター、楠根行政サービスセンター、布施駅前行政サービスセンター、近江堂行政サービスセンター	
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		I. 課税対象者（納税義務者）の管理 以下の課税対象者（非課税者含む）情報の登録（更新）を行う ・1月1日現在、住民登録されている者 ・1月1日現在、事務所・家屋敷を持っている者で、市内に住所がない者 ・市内に住民票はないが、居住実態のある者	
情報の突合 ※		個人を正確に特定するために個人番号を利用して正確性を担保する。	
情報の統計分析 ※		課税対象者数などの統計は行うが、特定の個人を判別しうような情報の統計や分析は行わない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※		—	
⑨使用開始日		平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない (3) 件	
委託事項1	個人住民税システムの運用・管理及び保守	
①委託内容	個人住民税システムの運用・管理及び保守に関する委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体	
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	
対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で市内に住所を有する個人、または事業所・家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者のうち、所得にかかる各種課税資料(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書、住民税申告書等)があった者及びその扶養者。	
その妥当性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うために、地方税法第34条及び第45条の2～第45条の3の3、地方税法第294条及び第317条の2、番号整備法14条に基づき申告情報を保有するため。	
③委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (マシン室内の保守端末でのみ直接利用)	
⑤委託先名の確認方法	担当課の窓口で要望がある場合、閲覧可能	
⑥委託先名	日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から以下に掲げる事項を記載した書面による再委託承認申請及び再委託に係る履行体制図の提出を受け、再委託先における安全管理措置等を確認し、決裁等必要な手続きを経た上で、再委託を承認している。なお、再委託先にも委託先と同様の機密保持義務を課し、それについて誓約することを承認の条件としている。 (再委託に係る承認申請に記載する事項) ・再委託先の商号又は名称 ・再委託先の住所 ・再委託する理由 ・再委託する業務の範囲
	⑨再委託事項	個人住民税システムの運用・保守業務のうち、特に専門的な知識・技術を要するもの。

③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (システムを直接利用)
⑤委託先名の確認方法		東大阪市情報公開条例の規定に基づく開示請求を行う方法により確認が可能
⑥委託先名		(株)NTTデータ関西
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から以下に掲げる事項を記載した書面による再委託承認申請及び再委託に係る履行体制図の提出を受け、再委託先における安全管理措置等を確認し、決裁等必要な手続きを経た上で、再委託を承認している。なお、再委託先にも委託先と同様の機密保持義務を課し、それについて誓約することを承認の条件としている。 (再委託に係る承認申請に記載する事項) ・再委託先の商号又は名称 ・再委託先の住所 ・再委託する理由 ・再委託する業務の範囲
	⑨再委託事項	共通基盤システムの運用・保守業務のうち、特に専門的な知識・技術を要するもの。
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		☐ 提供を行っている (1) 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1		他市町村担当課
①法令上の根拠		地方税法第294条、番号法第19条第9号
②提供先における用途		二重課税とならないよう、賦課住所地を把握するため
③提供する情報		地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数		☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		市内に住民票はないが、賦課期日(1月1日)時点で居住していた課税対象者
⑥提供方法		☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (電子ファイル(国税連携データ))
⑦時期・頻度		毎年4月～6月の課税計算期間・随時
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		
移転先1		
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		・当市では課税対象者情報ファイルをガバメントクラウド上のストレージ内にデータとして保管している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される
	②保管期間 期間 その妥当性	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [10年以上20年未満] 地方税法第17条の5により、更正及び決定の期間が5年間は可能であると定められているため。地方税法第17条の5により、偽りその他不正の行為により税額を免れ、もしくは還付を受けた場合の更正及び決定の期間が7年間は可能であると定められているため。また年金型生命保険の二重課税に係る還付及び返還金を10年間遡って行っている事例があるため。
③消去方法		・保管期間を過ぎたデータの削除時には、削除後データに過不足及び作業工程でミスが起きないように二人以上の担当者によりダブルチェックを実施し、工程ごとにチェック項目を設け、作業者ではない者の確認印を押し、記録を残すこととする。 ・作業工程は、対象データの全体件数及び削除件数の把握をし、対象データの全体のバックアップを行う。削除処理を実行し、全体及び削除件数が一致するかを確認する。またオンライン画面で削除対象のデータが参照できないことを確認する。作業に問題がなければ、最後に事前にバックアップをとったファイルを削除する。 ＜共通基盤システムとしての措置＞ ・共通基盤システムで管理する特定個人情報は業務システムの情報削除に合わせて削除を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は本市からの操作によって実施される。本市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。
7. 備考		
—		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(2) 課税資料ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		賦課期日(1月1日)時点で市内に住所を有する個人、または事業所・家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者のうち、所得にかかる各種申告(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書、住民税申告書等)があった者及びその扶養者。
	その必要性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うために、地方税法第34条及び第45条の2～第45条の3の3、地方税法第294条及び第317条の2、番号整備法14条に基づき申告情報を保有する。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
	その妥当性	個人番号: 申告情報の個人を正確に特定するために保有する。 その他識別情報(内部番号): 当市において、個人を一意に識別するためにシステム独自の識別番号(宛名番号)を保有する。 連絡先(電話番号): 本人への連絡などに使用するために保有する。 その他住民票関係情報: 対象者と配偶者及び扶養者との関係を把握するために保有する。 国税関係情報: 対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課を行うために保有する。 地方税関係情報: 課税の元となる所得、控除情報及び課税情報を保有する。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	市民税課	

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 (税務署、年金保険者) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村担当課) ☐ 民間事業者 (事業所) ☐ その他 ()	
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (電子ファイル(eLTax、国税連携データ、給与支払報告書等))	
③入手の時期・頻度		☐ 定期的に入手する事務 ・毎年1月～3月の課税資料受付期間 ☐ 個別的に対応する事務 ・修正申告が発生した時点 (各種申告があり次第毎日更新を行う)	
④入手に係る妥当性		・地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3に基づき、本人からの申告書及び、給与支払報告書または公的年金等支払報告書より入手する。	
⑤本人への明示		地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3に基づき入手することで、本人に明示されている。	
⑥使用目的 ※		申告書等に記載された納税義務者及び扶養者の個人情報を保持し、申告書の名寄せ及び扶養者の確認に利用する。	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課	
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		I. 給与支払報告書の登録 ・特徴事業所から送付される給与支払報告書情報を登録し、他の申告等との名寄せ条件として氏名・生年月日に加えて個人番号を利用する。(紙、電子ファイル) II. 公的年金支払報告書の登録 ・年金保険者から送付される公的年金支払報告書を登録し、他の申告等との名寄せ条件として氏名・生年月日に加えて個人番号を利用する。(紙、電子ファイル) III. 確定申告書の登録 ・税務署、eTax等で申告された確定申告書を登録し、他の申告等との名寄せ条件として氏名・生年月日に加えて個人番号を利用する。(紙、電子ファイル) IV. 住民税申告書の登録 ・市町村窓口で申告された住民税申告書を登録し、他の申告等との名寄せ条件として氏名・生年月日に加えて個人番号を利用する。(紙) V. 二重扶養者の確認 ・申告書に記載された扶養者情報について、当該市及び他市において二重に扶養者として登録されていないか確認する条件として、氏名に加えて個人番号を利用して確認する。	
情報の突合 ※		(1)各種報告書、申告書情報を納税義務者で突合し、併徴者を確認する。【上記Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ】 (2)同一世帯の納税義務者で当該市及び他市の申告情報に記載された扶養者情報に、同一個人が二重登録されていないか確認する。【上記Ⅴ】	
情報の統計分析 ※		—	
権利利益に影響を与え得る決定 ※		・申告内容の正当性を確認し、税額の基礎となる所得や控除等の情報を決定する。	
⑨使用開始日		平成29年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない (5) 件	
委託事項1	個人住民税システムの運用・管理及び保守	
①委託内容	個人住民税システムの運用・管理及び保守に関する委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体	
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	
対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で市内に住所を有する個人、または事業所・家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者のうち、所得にかかる各種課税資料(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書、住民税申告書等)があった者及びその扶養者。	
その妥当性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うために、地方税法第34条及び第45条の2～第45条の3の3、地方税法第294条及び第317条の2、番号整備法14条に基づき申告情報を保有するため。	
③委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (マシン室内の保守端末でのみ直接利用)	
⑤委託先名の確認方法	担当課の窓口で要望がある場合、閲覧可能	
⑥委託先名	日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から以下に掲げる事項を記載した書面による再委託承認申請及び再委託に係る履行体制図の提出を受け、再委託先における安全管理措置等を確認し、決裁等必要な手続きを経た上で、再委託を承認している。なお、再委託先にも委託先と同様の機密保持義務を課し、それについて誓約することを承認の条件としている。 (再委託に係る承認申請に記載する事項) ・再委託先の商号又は名称 ・再委託先の住所 ・再委託する理由 ・再委託する業務の範囲
	⑨再委託事項	個人住民税システムの運用・保守業務のうち、特に専門的な知識・技術を要するもの。

委託事項2～5		
委託事項2		課税資料のイメージファイリング スキャニング業務
①委託内容		各種課税資料(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書、住民税申告書等)の高速スキャナー等によってイメージデータ化する。また月例時はイメージデータとともに検索キーを作成する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		〔 特定個人情報ファイルの一部 〕 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	紙による課税資料(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書、住民税申告書等)で提出されたもの。
	その妥当性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うために、必要な課税資料である。
③委託先における取扱者数		〔 10人未満 〕 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		〔 〕専用線 〔 〕電子メール 〔 〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) 〔 〕フラッシュメモリ 〔 ○ 〕紙 〔 〕その他 ()
⑤委託先名の確認方法		担当課の窓口で要望がある場合、閲覧可能
⑥委託先名		株式会社アイ・オー・プロセス
再委託	⑦再委託の有無 ※	〔 再委託しない 〕 ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3		課税資料のイメージパンチ業務
①委託内容		各種課税資料(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書、住民税申告書等)のイメージデータをパンチ入力し、データ化する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		〔 特定個人情報ファイルの一部 〕 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	紙による課税資料(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書、住民税申告書等)で提出されたもの。
	その妥当性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うために、必要な課税資料である。
③委託先における取扱者数		〔 10人以上50人未満 〕 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		〔 〕専用線 〔 〕電子メール 〔 〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) 〔 ○ 〕フラッシュメモリ 〔 〕紙 〔 〕その他 ()
⑤委託先名の確認方法		担当課の窓口で要望がある場合、閲覧可能
⑥委託先名		株式会社アイ・オー・プロセス
再委託	⑦再委託の有無 ※	〔 再委託しない 〕 ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4		地方税ポータルシステム
①委託内容		eLTaxを通じて委託先サーバーで受信する給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書等をデータ管理、また市が格納する年金特別徴収関係のデータの送信などのシステム運用・保守を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	eLTaxを通じて送受信する課税資料(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書等)で提出されたもの。
	その妥当性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うために、必要な課税資料である。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (eLTax)
⑤委託先名の確認方法		担当課の窓口で要望がある場合、閲覧可能
⑥委託先名		株式会社インテック
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項5		共通基盤システムの運用・保守業務	
①委託内容		共通基盤システムの運用・保守に関する委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体	
		☐ 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	
	対象となる本人の範囲 ※	☐ 10万人以上100万人未満	
その妥当性		共通基盤システムの運用・保守において、システムが保有する全てのファイルを取り扱う必要があるため	
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
		☐ フラッシュメモリ ☐ 紙	
		☒ その他 (システムを直接利用)	
⑤委託先名の確認方法		東大阪市情報公開条例の規定に基づく開示請求を行う方法により確認が可能	
⑥委託先名		(株)NTTデータ関西	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から以下に掲げる事項を記載した書面による再委託承認申請及び再委託に係る履行体制図の提出を受け、再委託先における安全管理措置等を確認し、決裁等必要な手続きを経た上で、再委託を承認している。なお、再委託先にも委託先と同様の機密保持義務を課し、それについて誓約することを承認の条件としている。 (再委託に係る承認申請に記載する事項) ・再委託先の商号又は名称 ・再委託先の住所 ・再委託する理由 ・再委託する業務の範囲	
	⑨再委託事項	共通基盤システムの運用・保守業務のうち、特に専門的な知識・技術を要するもの。	
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	他市町村担当課
①法令上の根拠	地方税法第317条の6
②提供先における用途	賦課住所となる他市町村で申告情報の登録を行うため
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	紙または電子による課税資料(給与支払報告書、確定申告書、公的年金支払報告書等)で提出されたもののうち、他市町村に課税資料回送すべき対象者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☐] その他 (電子ファイル(国税連携)) [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	毎年1月～3月の課税資料受付期間・随時
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※		・当市では課税資料ファイルをガバメントクラウド上のストレージ内にデータとして保管している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。											
	②保管期間	＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr> <tr> <td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr> <tr> <td>10) 定められていない</td><td></td><td></td></tr> </table> [10年以上20年未満] その妥当性 地方税法第17条の5により、更正及び決定の期間が5年間は可能であると定められているため。地方税法第17条の5により、偽りその他不正の行為により税額を免れ、もしくは還付を受けた場合の更正及び決定の期間が7年間は可能であると定められているため。また年金型生命保険の二重課税に係る還付及び返還金を10年間遡って行っている事例があるため。	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
③消去方法		・保管期間を過ぎたデータの削除時には、削除後データに過不足及び作業工程でミスが起きないように二人以上の担当者によりダブルチェックを実施し、工程ごとにチェック項目を設け、作業者ではない者の確認印を押し、記録を残すこととする。 ・作業工程は、対象データの全体件数及び削除件数の把握をし、対象データの全体のバックアップを行う。削除処理を実行し、全体及び削除件数が一致するかを確認する。またオンライン画面で削除対象のデータが参照できないことを確認する。作業に問題がなければ、最後に事前にバックアップをとったファイルを削除する。 ＜共通基盤システムとしての措置＞ ・共通基盤システムで管理する特定個人情報は業務システムの情報削除に合わせて削除を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は本市からの操作によって実施される。本市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。											
7. 備考													
—													

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 課税台帳情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で市内に住所を有する個人、または事業所・家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者のうち、所得にかかる各種申告(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書、住民税申告書等)があった者及びその扶養者。
その必要性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うために、地方税法第34条及び第45条の2～第45条の3の3、地方税法第294条及び第317条の2、番号整備法14条に基づき申告情報を保有するため。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	個人番号: 課税情報の個人を正確に特定するために保有(参照)する。 その他識別情報(内部番号): 当市において、個人を一意に識別するためにシステム独自の識別番号(宛名番号)を保有する。 地方税関係情報: 課税の元となる所得、控除情報及び課税情報を保有する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 (税務署、年金保険者) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村担当課) ☐ 民間事業者 (事業所) ☐ その他 ()	
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (電子ファイル(eLTax、国税連携データ、給与支払報告書等))	
③入手の時期・頻度		☐ 定期的に入手する事務 ・毎年4月～5月の当初課税時期 ☐ 個別に対応する事務 ・修正申告が発生した時点(各種申告があり次第毎日更新を行う) ※平成29年7月以降情報提供ネットワークシステムを経由して入手	
④入手に係る妥当性		・地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3に基づき、本人からの申告書及び、給与支払報告書または公的年金支払報告書より入手する。	
⑤本人への明示		・地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3に基づき入手することで、本人に明示されている。	
⑥使用目的 ※		申告書等に記載された納税義務者及び扶養者の個人情報を保持し、申告書の名寄せ及び扶養者の確認に利用する。	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体		使用部署 ※	市民税課、日下行政サービスセンター、四条行政サービスセンター、中鴻池行政サービスセンター、若江岩田駅前行政サービスセンター、楠根行政サービスセンター、布施駅前行政サービスセンター、近江堂行政サービスセンター
		使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		I. 当初課税 申告情報等の各資料の合算を行い、課税台帳を作成する。 II. 更正 申告書の訂正、修正申告、減免等により税額の変更がある場合に、申告書・申請書等に記載された個人番号で検索し、修正対象者の特定を行う。	
		情報の突合 ※	I. 当初課税 ・申告情報を合算するにあたり、個人番号を利用して各種申告資料の名寄せを実施する。 II. 更正 ・申告書、申請書等に記載された個人番号を利用して、当初課税の際に作成した課税台帳の検索を行い、修正したい情報の正確性を確保している。
		情報の統計分析 ※	—
		権利利益に影響を与え得る決定 ※	・申告内容の正当性を確認し、税額の基礎となる所得や控除等の情報を決定する。
⑨使用開始日		平成29年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない (4) 件	
委託事項1	個人住民税システムの運用・管理及び保守	
①委託内容	個人住民税システムの運用・管理及び保守に関する委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体	
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	
対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で市内に住所を有する個人、または事業所・家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者のうち、所得にかかる各種課税資料(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書、住民税申告書等)があった者及びその扶養者。	
その妥当性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うために、地方税法第34条及び第45条の2～第45条の3の3、地方税法第294条及び第317条の2、番号整備法14条に基づき申告情報を保有するため。	
③委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (マシン室内の保守端末でのみ直接利用)	
⑤委託先名の確認方法	担当課の窓口で要望がある場合、閲覧可能	
⑥委託先名	日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から以下に掲げる事項を記載した書面による再委託承認申請及び再委託に係る履行体制図の提出を受け、再委託先における安全管理措置等を確認し、決裁等必要な手続きを経た上で、再委託を承認している。なお、再委託先にも委託先と同様の機密保持義務を課し、それについて誓約することを承認の条件としている。 (再委託に係る承認申請に記載する事項) ・再委託先の商号又は名称 ・再委託先の住所 ・再委託する理由 ・再委託する業務の範囲
	⑨再委託事項	個人住民税システムの運用・保守業務のうち、特に専門的な知識・技術を要するもの。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☒ 提供を行っている (72) 件 ☐ 移転を行っている (19) 件 ☐ 行っていない
提供先1	「5. 特定個人情報の提供・移転」における提供先については、(別紙3) 提供先一覧を参照
①法令上の根拠	(別紙3) 提供先一覧に記載
②提供先における用途	(別紙3) 提供先一覧に記載
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当該課税台帳に記載されているもの
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (eLTax) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	(別紙3) 提供先一覧に記載
提供先2～5	
提供先2	学事課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条
②提供先における用途	学事業務
③提供する情報	課税情報、扶養情報等
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (庁内連携システム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	毎月
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	保険料課
①法令上の根拠	東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第3条
②移転先における用途	国民健康保険業務、後期高齢者医療業務
③移転する情報	課税情報、扶養情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	毎月、随時
移転先2～5	
移転先2	資格給付課
①法令上の根拠	東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第3条
②移転先における用途	国民健康保険業務、後期高齢者医療業務
③移転する情報	課税情報、扶養情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	毎月、随時

移転先3	国民年金課
①法令上の根拠	東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第3条
②移転先における用途	拠出年金業務、老齢福祉年金業務、障害基礎年金業務、児童手当業務、児童扶養手当業務、特別児童扶養手当業務
③移転する情報	課税情報、扶養情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	毎月、随時
移転先4	医療助成課
①法令上の根拠	東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第3条
②移転先における用途	老人医療業務、障害者医療業務、ひとり親家庭医療業務、子ども医療業務
③移転する情報	課税情報、扶養情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	毎月、随時

移転先5	生活福祉課
①法令上の根拠	東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第3条
②移転先における用途	生活保護法業務
③移転する情報	課税情報、扶養情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	毎月、随時
移転先6～10	
移転先6	障害福祉認定給付課
①法令上の根拠	東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第3条
②移転先における用途	障害者支援業務
③移転する情報	課税情報、扶養情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	毎月

移転先7	高齢介護課
①法令上の根拠	東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第3条
②移転先における用途	介護保険業務
③移転する情報	課税情報、扶養情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	毎月、随時
移転先8	介護保険料課
①法令上の根拠	東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第3条
②移転先における用途	介護保険業務
③移転する情報	課税情報、扶養情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	毎月、随時

移転先9	給付管理課
①法令上の根拠	東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第3条
②移転先における用途	介護保険業務
③移転する情報	課税情報、扶養情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	毎月、随時
移転先10	施設利用相談課
①法令上の根拠	東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第3条
②移転先における用途	保育システム業務
③移転する情報	課税情報、扶養情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	毎月

移転先11～15	
移転先11	健康づくり課
①法令上の根拠	東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第3条
②移転先における用途	予防接種業務、成人保健業務、母子保健業務
③移転する情報	課税情報、扶養情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先12	
総務管理課	
①法令上の根拠	東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第3条
②移転先における用途	入居者管理業務
③移転する情報	課税情報、扶養情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	毎月

移転先13	母子保健課
①法令上の根拠	東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第3条
②移転先における用途	母子保健業務
③移転する情報	課税情報、扶養情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	毎月
移転先14	給与福利課
①法令上の根拠	東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第3条
②移転先における用途	児童手当業務
③移転する情報	課税情報、扶養情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	毎月

移転先15	子ども家庭課
①法令上の根拠	東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第3条
②移転先における用途	母子生活支援施設入所における費用の徴収に関する業務、助産の実施に要する費用の徴収に関する業務、母子・父子・寡婦福祉金の貸付に関する業務、給付金の支給に関する業務
③移転する情報	課税情報、扶養情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	☒ 片内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	毎月
移転先16～20	
移転先16	東・中・西福祉事務所
①法令上の根拠	東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第3条
②移転先における用途	生活保護法業務、母子生活支援施設入所における費用の徴収に関する業務、助産の実施に要する費用の徴収に関する業務
③移転する情報	課税情報、扶養情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	☒ 片内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	毎月

移転先19		施設給付課
①法令上の根拠		東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第3条
②移転先における用途		障害者支援業務
③移転する情報		②の事務の対象者
④移転する情報の対象となる本人の数		[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		課税情報、扶養情報等
⑥移転方法		☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度		毎月
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		・当市では課税台帳情報ファイルをガバメントクラウド上のストレージ内にデータとして保管している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 <東大阪市における措置> ・入退室管理(※)を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ※サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される
②保管期間		[10年以上20年未満] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
		地方税法第17条の5により、更正及び決定の期間が5年間は可能であると定められているため。 地方税法第17条の5により、偽りその他不正の行為により税額を免れ、もしくは還付を受けた場合の更正及び決定の期間が7年間は可能であると定められているため。また年金型生命保険の二重課税に係る還付及び返還金を10年間遡って行っている事例があるため。

③消去方法	・保管期間を過ぎたデータの削除時には、削除後データに過不足及び作業工程でミスが起きないように二人以上の担当者によりダブルチェックを実施し、工程ごとにチェック項目を設け、作業者ではない者の確認印を押し、記録を残すこととする。 ・作業工程は、対象データの全体件数及び削除件数の把握をし、対象データの全体のバックアップを行う。削除処理を実行し、全体及び削除件数が一致するかを確認する。またオンライン画面で削除対象のデータが参照できないことを確認する。作業に問題がなければ、最後に事前にバックアップをとったファイルを削除する。 ＜共通基盤システムとしての措置＞ ・共通基盤システムで管理する特定個人情報には業務システムの情報削除に合わせて削除を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は本市からの操作によって実施される。本市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。
7. 備考	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(別紙2)-(1) 特定個人情報ファイルの記録項目を参照

(別紙2)-(2) 特定個人情報ファイルの記録項目を参照

(別紙2)-(3) 特定個人情報ファイルの記録項目を参照

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
(1)課税対象者情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・賦課期日(1月1日)時点で当市に住所を有していたかどうかについては、最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、対象外の住民の登録が発生しないよう、賦課期日近辺の異動者については、帳票を出力し、担当者が賦課期日(1月1日)時点で当市に住所を有していたかどうかを特に注意して確認を行っている。 ・賦課期日(1月1日)時点で住民情報がない対象者の課税資料を入手した際には、当市に住所を有していたかどうかを本人または会社に確認の上、課税対象者の登録を行っている。また賦課期日(1月1日)時点で住民情報がない対象者で住民ではないと判断した場合は、本人もしくは会社に返送、他市の住民と判断できた場合は転送を行っている。 ・市民税課の窓口での書類提出は、本人確認書類(身分証明書等)の提示を求め、賦課期日(1月1日)時点で当市に住所を有していたかどうかの確認を十分に行っている。 ＜共通基盤システムとしての措置＞ ・原則として、特定個人情報の入手経路を各業務システムからのデータ連携による方法に限定しており、対象者以外の情報を不必要に収集しない仕組みとなっている。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・移転を受ける情報は、課税対象者を管理するのに必要な情報のみであり、不要な情報の入手が行われない仕組みが講じられている。 ・賦課期日(1月1日)時点で住民情報がない対象者を登録する際には、住民税申告書は地方税法施行規則第五の四様式に沿って作成した本市の帳票に本人が記載するので不要な情報の入手が行われないようになっている。 ・事務処理の要領を作成し、課内で研修を行い、必要な情報のみを入力するように周知している。 ＜共通基盤システムとしての措置＞ ・原則として、特定個人情報の入手経路を各業務システムからのデータ連携による方法に限定しており、必要な情報以外は入手できないようにインターフェースを規定している。 ・端末を使用して特定個人情報を入力する場合においても、必要最低限の情報しか入力できないように設計している。	
その他の措置の内容	・遡り転入・転出など最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、対象外の住民に対する課税が発生しないよう随時更新を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・当市に住所を有する者の情報については、住民基本台帳事務で示されている通り、各届出受領の際に必ず本人あるいは代理人の本人確認が実施されており、不適切な方法での入手は行われていない。 ・住民基本台帳ネットワークシステムから入手する場合は、住基ネットシステムの認証・監査・証跡機能により、特定の権限者以外は操作が行えず、さらに情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されている。 ・賦課期日(1月1日)時点で住民情報がない対象者で課税資料を入手した際には、当市に住所を有していたかどうかを本人または会社に確認の上、課税対象者の登録を行っている。また賦課期日(1月1日)時点で住民情報がない対象者で住民ではないと判断した場合は、本人もしくは会社に返送、他市の住民と判断できた場合は転送を行っている。 ・市民税課の窓口での書類提出は、本人確認書類(身分証明書等)の提示を求め、賦課期日(1月1日)時点で当市に住所を有していたかどうかの確認を十分に行っている。 ＜共通基盤システムとしての措置＞ ・特定個人情報の入手経路は、各業務システムからのデータ連携及び共通基盤システムに接続する端末を使用したデータ入力のみとなっており、それ以外の入手方法は存在しない。 ・共通基盤システムでは、特定個人情報へのアクセスに際して、システム、職員ID、事務を認証し、当該ユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することにより不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		

入手の際の本人確認の措置の内容	・番号法第7条(通知カード)、第17条(個人番号カード)により、申請受付の際は、窓口で個人番号カードまたは通知カードと他の証明書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。 ・代理申請の場合は、上記にあわせて、当市の情報システムを用いて記載内容の真正性の確認を行う。		
個人番号の真正性確認の措置の内容	・提出された課税資料に記載された個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口で個人番号カードまたは通知カードと他の証明書類の提示を求め、個人番号の真正性を確認する。 ・上記による確認がとれない場合、該当者が当該市町村に住所をもつ者であれば、個人住民税システムによる宛名管理システムと照合し、個人番号の確認を行う。 ・当該市町村に住所を持たない者の場合は、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を検索し、個人番号の確認を行う。		
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、異動対象者または入力内容に誤りの無いよう、提出書類の記載内容を十分に確認の上、二人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。 ・氏名や生年月日などの必須項目に入力がない場合、画面にエラーが表示され入力が漏れないような対策を実施している。 ＜共通基盤システムとしての措置＞ ・共通基盤システムで管理する特定個人情報は、定期的に業務システムが保有する情報と整合することにより、その正確性を確保している。		
その他の措置の内容	システムへの入力時に、チェックデジットのエラー確認を行い、ありえない数値の個人番号を入力できないように制限している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	・当市に住所を有しない者の個人番号を住基ネットより取得する場合は、利用する住基ネットシステムにおいて特定の権限者以外は利用できないような仕組みが構築されている。 ・紙で提出された課税資料については、紙資料を閲覧する必要を最小限にするためにイメージデータ化し、原本については施錠ができる書庫保管庫で保管する対策を講じている。 書類を廃棄する際は、個人情報が含まれている書類と含まれていない書類と分類し、適切な方法(シュレッダー等)で廃棄している。 ・特定の端末以外は記録媒体を接続できないような仕組みが構築されている。 ＜共通基盤システムとしての措置＞ ・特定個人情報を取り扱うネットワークやシステムに対して、アクセス制御や暗号化の措置を講じている。 ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用している。 ・OSや各種ソフトウェアに対するセキュリティパッチは必要性等を考慮した上で適用している。 ・特定個人情報にアクセスする端末はインストールするソフトウェアをあらかじめ定めているほか、一般ユーザではソフトウェアをインストールできない仕組みとしている。また、システム管理者の許可なくソフトウェアをインストールすることを禁止している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
＜共通基盤システムとしての措置＞ ・特定個人情報の入手に係るログを記録するため、不適切な情報入手を抑止している。			

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	宛名管理システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務(システム)以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。 <共通基盤システムとしての措置> ・共通基盤システムでは、特定個人情報へのアクセスに際して、システム、職員ID、事務を認証し、範囲外用途に利用不可となるようにアクセス制御を実施している。 ・番号法に規定されている事務を所管する部署以外からのアクセスは行えないような仕組みを構築する	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、個人住民税システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・個人住民税システムにおいては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 ・個人住民税システムの稼働するガバメントクラウドでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。 ・個人住民税システムの操作(異動権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもって個人住民税システムの利用ができないよう、利用及びアクセス権限を変更・確認している。 ・担当者は離席する場合にログオフをするように周知されており、また一定時間を過ぎると自動的にログオフをする設定にしているため、不正に利用が行えない対策を実施している。 ・共有IDを禁止し、担当者それぞれに個別のIDを付与しているため権限のない者による不正な利用が行えない対策を実施している。 <共通基盤システムとしての措置> ・共通基盤システムでは、特定個人情報にアクセスする職員の認証は、ID/パスワードによって認証している。 ・ユーザ認証後は、当該ユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することにより、不正利用が行えない対策を実施している。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・個人住民税システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、税務部内総務担当課が管理を行い、登録/変更の際は、長又はその代理の者が設定の変更を行っている。その他の者は、アクセス権限の登録/変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。 ・個人住民税システムの操作(異動権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもって個人住民税システムの利用ができないよう、利用及びアクセス権限を変更・確認している。 <共通基盤システムとしての措置> ①アクセス権限の発行 ・アクセス権限と操作可能な操作種別の対応表を作成し管理している。 ・業務に必要なアクセス権限のみを申請する手続きとしており、必要な確認を行った上、アクセス権限の発行を行っている。 ②アクセス権限の失効 ・権限を有していた職員の人事異動等の変更事由が発生した場合、すみやかに認証情報に関するメンテナンスを行いアクセス権限の失効を行っている。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・個人住民税システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、税務部内総務担当課が管理を行っている。 ・ユーザIDやアクセス権限については、税務部内総務担当課が定期的(四半期に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する。 ・個人住民税システムの操作(異動権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもって個人住民税システムの利用ができないよう、利用及びアクセス権限を変更・確認している。 <共通基盤システムとしての措置> ・職員IDと、その職員IDが有するアクセス権限を定期的に確認し、不要なアクセス権限の変更、削除を行う。 ・制度改正等に伴うシステム改修及びシステム更改の際は、権限を有する事務の確認を行い、変更、削除を行う。	

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・個人住民税システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録及び保存を行っている。 （操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかを記録している。） ・自動実行等による処理についても、同様に監査証跡の記録及び保存を行っている。 <共通基盤システムとしての措置> ・特定個人情報ファイルにアクセスした履歴（日時、職員ID、対象者の統合宛名番号、システム、事務、操作種別等）は、アクセスログとしてガバメントクラウド上に記録し管理している。 ・操作履歴は、情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を利用した場合の記録の保存期間と同様に7年間保管する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・個人住民税システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、税務部内総務担当課が管理を行い、登録／変更の際は、長又は代理の者が設定の変更を行っている。 ・ユーザIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的（四半期に1度）に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する。 ・個人住民税システムの操作（異動権限あり）者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもって個人住民税システムの利用ができないよう、利用及びアクセス権限を変更・確認している。 <共通基盤システムとしての措置> ・特定個人情報へのアクセスに際して、システム、事務を限定し、範囲外用途に利用不可となるようアクセス制御している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報ファイルへのアクセスは、セキュリティの高いコンピュータ室に設置しているサーバ・端末及びガバメントクラウド上の仮想サーバから実施するよう制限している。 ・サーバ・端末へのログインは認証により制限している。 ・サーバ・端末へのログインの上に、データを管理するデータベース管理システムにもログイン認証しなければ、データのアクセスはできない。また、データベース管理システムへログインするユーザにも権限設定しており、データアクセスの制限を行っている。 ・サーバ・端末にはツール（SkySEA）設定によって、特定のHW以外は外部メディアを認識しない制御を行っている。 ・コンピュータ室からの外部メディアの持出・持込について制限・管理を行っている。 <共通基盤システムとしての措置> ・特定個人情報へのアクセスに際して、システム、事務を限定し、範囲外用途に利用不可となるようアクセス制御している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<共通基盤システムとしての措置> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・端末機のディスプレイを、来庁者及び当該事務に従事する者以外の者から見えない位置に置く。 ・システムに記録している操作ログにより、目的外の入手が行われていないことを適宜確認する。また、操作ログにより操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知する。		

☐ 委託しない

システムの運用等を委託するときは、データ保護管理規定に基づき、あらかじめ管理者と協議を行い、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。

なお、募集要項にプライバシーマーク又はISO27001を取得していることを応募要件としている。

システムの運用等を委託するときは、データ保護管理規定に基づき、あらかじめ管理者と協議を行い、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。

なお、募集要項にプライバシーマーク又はISO27001を取得していることを応募要件としている。

＜共通基盤システムとしての措置＞

システムの運用等を委託するときは、個人情報保護に係る誓約書を提出させ、かつ、個人情報の取り扱いに関する組織体制、管理方法等について確認を行うことで、個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。

[制限している] <選択肢>
1) 制限している 2) 制限していない

- ・委託にかかる実施体制の提出を義務付けている。
- ・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。また、社内セキュリティ研修の実施も義務付けている。
- ・ID、パスワード及び設定の利用制限や使用期間を用いて、ユーザ認証を行っている。

＜共通基盤システムとしての措置＞

- ・委託にかかる実施体制をあらかじめ提出させることを義務付けている。
- ・作業者の名簿を提出させることにより特定個人情報ファイルの取扱いを明確にし、当該作業者にのみ権限を与える。

[記録を残している] <選択肢>
1) 記録を残している 2) 記録を残していない

・アクセスログによる記録を残している。

＜共通基盤システムとしての措置＞

・アクセスログによる記録を残している。

[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている	2) 定めていない
-----------	-------------------	-----------

委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。

- ・委託先は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。
- また、第三者へ提供してはならない。
- ・委託先は、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

＜共通基盤システムとしての措置＞

- ・特定個人情報の提供の禁止を契約書に明記する。

委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。

- ・委託先は、両者間での個人情報の受渡しに関しては、当市が指定した手段、日時及び場所で行った上で、当市に個人情報の預り証を提出しなければならない。
- ・委託先は、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

<共通基盤システムとしての措置>

- ・契約書にて委託業務実施場所を庁舎内に限定し、外部への持ち出しを禁止している。
- ・契約書に調査条項を定めることで、必要があると認めるときは調査を行い、または、報告を求めることとしている。

[定めている] <選択肢>
1) 定めている 2) 定めていない

委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。

- ・委託先は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、当市の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。
- ・委託先は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により当市に申請し、その承諾を得なければならない。
- ・委託先は、個人情報の消去又は廃棄に際し当市から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- ・委託先は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- ・委託先は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により当市に対して報告しなければならない。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
	規定の内容	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。 ・個人情報の秘密の保持 ・個人情報の目的外利用及び提供の禁止 ・個人情報の適正管理 ・個人情報の複写又は複製の禁止 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・事故時の対応 <共通基盤システムとしての措置> ・データの秘密保持に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・個人情報の目的外利用及び第三者提供の禁止に関する事項 ・データの複写及び複製の禁止に関する事項 ・事故発生時における報告義務に関する事項 ・個人情報の保護状況に係る検査の実施に関する事項 ・データの授受及び搬送に関する事項 ・委託を受けた事業者等におけるデータの保管及び廃棄に関する事項 ・契約に違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
	具体的な方法	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。 ・原則として再委託を禁止している。 ・再委託の際には、委託先と同様の措置を義務付けている。 <共通基盤システムとしての措置> ・原則として再委託を禁止している。 ・再委託の際には、委託先と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内の監査証跡（ログ）に作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録及び保存される仕組みとなっている。 <共通基盤システムとしての措置> ・情報の提供・移転時は、どのシステム・職員が、誰の情報について扱ったかについての記録を残している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	移転の開始に際しては、情報の利用目的と項目を明確にしたうえで移転先から提供元へ依頼書を提出し、提供元の承認を得た後にシステム改修を行っている。 移転先における情報利用実績については、情報システム部門へ定期的に報告を行っている。 また特定個人情報の提供時は、情報源である個人住民税システムとの内容の照合、確認を、二人以上の担当者によるダブルチェックを実施した上で、記録を残すルールとしている。 <共通基盤システムとしての措置> ・移転先から移転元に対し、データの内部利用に係る伺いを書面により行い、データ移転元がその必要性等を判断し承認したもののみを移転することとしている。	
その他の措置の内容	<共通基盤システムとしての措置> ・データの提供・移転が認められた提供・移転先にのみアクセスを許可する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	情報の移転については原則システム連携で行い、自動または手動による処理を実行することによって実施されるため、システムで定義された仕様でしか動作しない。 システムの操作に関しては、権限設定された者しか実施できない。 <共通基盤システムとしての措置> ・各業務システム間の特定個人情報の提供・移転は共通基盤システムが一括して行うことで、その他の不適切な方法による提供・移転を防止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報の提供時は、情報源である個人住民税システムとの内容の照合、確認を行う。 ・特定個人情報の確認時は、二人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。 ・情報の移転先である、データの格納先については、特定の権限者以外はアクセスできないこととし、不正に収集されることを防止している。 ・庁内連携システムで情報の移転を行う場合は、定義されたシステムの動作しかしないため、不適切な方法で移転されることはない。 <共通基盤システムとしての措置> ・データの提供・移転が認められた提供・移転先にのみアクセスを許可する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		・監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・サーバ室への入室にはセキュリティドアによる認証を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

⑥技術的対策 具体的な対策の内容	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない ・ウィルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 ・特定の端末以外は記録媒体を接続できないような仕組みが構築されている。 ・特定の端末及びサーバにログインするためには二重三重の認証を必要とする仕組みが構築されている。 <共通基盤システムとしての措置> ・共通基盤システムでは、ウィルス対策ソフトウェアを導入している。パターンファイルは適宜更新することで、不正プログラムを検出し、駆除または隔離する。 ・ファイアウォールを設置し不正アクセス対策を行っている。 ・端末のUSB媒体の利用制御や利用状況を記録し、不正アクセス対策を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②本市が委託したガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤本市が委託したガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦本市やガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧本市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容 再発防止策の内容	— —	
⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	[保管している] 生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施する。	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	当市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、個人住民税システムにも最新の特定個人情報が反映される仕組みを構築している。当市に住所を有しない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。 <共通基盤システムとしての措置> ・共通基盤システムが管理する特定個人情報は、定期的に情報元と整合することにより、情報の正確性を確保している	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・削除時期は、年間の電算スケジュールで管理している。 ・削除日程を調整し、担当課より委託業者に削除依頼をする。そして委託業者では、削除日当日のスケジュールの作成と作業工程を提出し、担当課で承認する。なお承認後、月間の電算スケジュールに削除日を追記する。 ・作業終了後は委託業者より担当課へ完了報告を行う。 ・保管期間を過ぎたデータの削除時には、削除後データに過不足及び作業工程でミスが起きないように二人以上の担当者によりダブルチェックを実施し、工程ごとにチェック項目を設け、作業者ではない者の確認印を押し、記録を残すこととする。 ・庁舎内のセキュリティの高いコンピュータ室のサーバーで削除作業を行うこととしている。 ・作業工程は、対象データの全体件数及び削除件数の把握をし、対象データの全体のバックアップを行う。削除処理を実行し、全体及び削除件数が一致するかを確認する。またオンライン画面で削除対象のデータが参照できないことを確認する。作業に問題がなければ、最後に事前にバックアップをとったファイルを削除する。 <共通基盤システムとしての措置> ・共通基盤システムで管理する特定個人情報は業務システムの情報削除に合わせて削除を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<共通基盤システムとしての措置> 共通基盤システムでは、特定個人情報の消去に係るログを記録し、不適切な情報の消去を抑止している。		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
(2) 課税資料ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・賦課期日(1月1日)時点での課税対象者情報に記録のない申告情報については、当該市町村で課税するかどうかを判断した上で、課税する場合は、住民票上の住所地市町村に対して通知する等を行っており、目的の範囲を超えた入手が行われない対策をとっている。(地方税法第294条) ・課税対象でない場合は、該当市町村を調査した上で、郵送等により該当市町村へ情報を伝達している。 <共通基盤システムとしての措置> ・原則として、特定個人情報の入手経路を各業務システムからのデータ連携による方法に限定しており、対象者以外の情報を不必要に収集しない仕組みとなっている。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・入手した資料の内容を精査した上で、必要な情報以外の項目は課税資料ファイルに格納しないようにデータを入力する項目を限定している。 <共通基盤システムとしての措置> ・原則として、特定個人情報の入手経路を各業務システムからのデータ連携による方法に限定しており、必要な情報以外は入手できないようにインターフェースを規定している。 ・端末を使用して特定個人情報を入力する場合においても、必要最低限の情報しか入力できないように設計している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・個人住民税に係る申告書情報については、地方税法に定められた方法によって入手を行うこととしている。(地方税法第317条の2、第317条の3等) ・新規採用及び異動職員について税務部内で研修を行い、また市民税課内でも定期的に研修を行っており、地方税法に定められた方法を遵守するように周知している。 ・eLTax、国税連携データ等で入手する申告情報(電子ファイル)については、LGWANに接続された当該システムから入手し、当該システムに対しても、認証等により特定の権限者以外は操作が行えない仕組みが確立されている。 ・課税対象でない場合は、該当市町村を調査した上で、郵送等により該当市町村へ情報を伝達している。 <共通基盤システムとしての措置> ・特定個人情報の入手経路は、各業務システムからのデータ連携及び共通基盤システムに接続する端末を使用したデータ入力のみとなっており、それ以外の入手方法は存在しない。 ・共通基盤システムでは、特定個人情報へのアクセスに際して、システム、職員ID、事務を認証し、当該ユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することにより不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	・番号法第7条(通知カード)、第17条(個人番号カード)により、申請受付の際は、窓口で個人番号カードまたは通知カードと他の証明書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。 ・代理申請の場合は、上記にあわせて、当市の情報システムを用いて記載内容の真正性の確認を行う。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	・提出された課税資料に記載された個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口で個人番号カードまたは通知カードと他の証明書類の提示を求め、個人番号の真正性を確認する。 ・上記による確認がとれない場合、該当者が当該市町村に住所をもつ者であれば、個人住民税システムによる宛名管理システムと照合し、個人番号の確認を行う。 ・当該市町村に住所を持たない者の場合は、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を検索し、個人番号の確認を行う。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、異動対象者または入力内容に誤りの無いよう、提出書類の記載内容を十分に確認の上、二人以上の担当者による ダブルチェックを実施する。 ・申告書等に記載される個人番号入力時においては、誤入力を防止するためチェックデジットの検査が実装されている。 <共通基盤システムとしての措置> ・共通基盤システムで管理する特定個人情報は、定期的に業務システムが保有する情報と整合することにより、その正確性を確保している。	

その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・eLTax、国税連携データ等で入手する申告情報(電子ファイル)については、当該システムから入手した際に、管理者IDでのみアクセスができるサーバ上の保管場所に格納し、入手した情報を個人住民税システムへ取り込んだ後は、使用した電子ファイルを削除し、削除記録を残すことで、入手した情報の漏えいあるいは紛失を防止する対策をとっている。 ・住民基本台帳ネットワークシステムより取得する場合は、特定の権限者以外は利用できないような仕組みが構築されている。 ・紙で提出された課税資料については、紙資料を閲覧する必要を最小限にするためにイメージデータ化し、原本については施錠ができる書庫保管庫で保管する対策を講じている。 - 書類を廃棄する際は、個人情報が含まれている書類と含まれていない書類と分類し、適切な方法(シュレッダー等)で廃棄している。 ・特定の端末以外は記録媒体を接続できないような仕組みが構築されている。 <共通基盤システムとしての措置> ・特定個人情報を取り扱うネットワークやシステムに対して、アクセス制御や暗号化の措置を講じている。 ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用している。 ・OSや各種ソフトウェアに対するセキュリティパッチは必要性等を考慮した上で適用している。 ・特定個人情報にアクセスする端末はインストールするソフトウェアをあらかじめ定めているほか、一般ユーザではソフトウェアをインストールできない仕組みとしている。また、システム管理者の許可なくソフトウェアをインストールすることを禁止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<共通基盤システムとしての措置> ・特定個人情報の入手に係るログを記録するため、不適切な情報入手を抑制している。		

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	宛名管理システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務(システム)以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。 <共通基盤システムとしての措置> ・共通基盤システムでは、特定個人情報へのアクセスに際して、システム、職員ID、事務を認証し、範囲外用途に利用不可となるようにアクセス制御を実施している。 ・番号法に規定されている事務を所管する部署以外からのアクセスは行えないような仕組みを構築する	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、個人住民税システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・個人住民税システムにおいては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 ・個人住民税システムの移動するガバメントクラウドでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。 ・個人住民税システムの操作(異動権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもって個人住民税システムの利用ができないよう、利用及びアクセス権限を変更・確認している。 ・担当者は離席する場合にログオフをするように周知されており、また一定時間を過ぎると自動的にログオフをする設定にしているため、不正に利用が行えない対策を実施している。 ・共有IDを禁止し、担当者それぞれに個別のIDを付与しているため権限のない者による不正な利用が行えない対策を実施している。 <共通基盤システムとしての措置> ・共通基盤システムでは、特定個人情報にアクセスする職員の認証は、ID/パスワードによって認証している。 ・ユーザ認証後は、当該ユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することにより、不正利用が行えない対策を実施している。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・個人住民税システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、税務部内総務担当課が管理を行い、登録/変更の際は、長又はその代理の者が設定の変更を行っている。その他の者は、アクセス権限の登録/変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。 ・個人住民税システムの操作(異動権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもって個人住民税システムの利用ができないよう、利用及びアクセス権限を変更・確認している。 <共通基盤システムとしての措置> ①アクセス権限の発行 ・アクセス権限と操作可能な操作種別の対応表を作成し管理している。 ・業務に必要なアクセス権限のみを申請する手続きとしており、必要な確認を行った上、アクセス権限の発行を行っている。 ②アクセス権限の失効 ・権限を有していた職員の人事異動等の変更事由が発生した場合、すみやかに認証情報に関するメンテナンスを行いアクセス権限の失効を行っている。	

アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・個人住民税システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、税務部内総務担当課が管理を行っている。 ・ユーザIDやアクセス権限については、税務部内総務担当課が定期的(四半期に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する。 ・個人住民税システムの操作(異動権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもって個人住民税システムの利用ができないよう、利用及びアクセス権限を変更・確認している。 <共通基盤システムとしての措置> ・職員IDと、その職員IDが有するアクセス権限を定期的に確認し、不要なアクセス権限の変更、削除を行う。 ・制度改正等に伴うシステム改修及びシステム更改の際は、権限を有する事務の確認を行い、変更、削除を行う。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・個人住民税システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録及び保存を行っている。 (操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかを記録している。) ・自動実行等による処理についても、同様に監査証跡の記録及び保存を行っている。 <共通基盤システムとしての措置> ・特定個人情報ファイルにアクセスした履歴(日時、職員ID、対象者の統合宛名番号、システム、事務、操作種別等)は、アクセスログとしてガバメントクラウド上に記録し管理している。 ・操作履歴は、情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を利用した場合の記録の保存期間と同様に7年間保管する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・個人住民税システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、税務部内総務担当課が管理を行い、登録/変更の際は、長又は代理の者が設定の変更を行っている。 ・ユーザIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的(四半期に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する。 ・個人住民税システムの操作(異動権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもって個人住民税システムの利用ができないよう、利用及びアクセス権限を変更・確認している。 <共通基盤システムとしての措置> ・特定個人情報へのアクセスに際して、システム、事務を限定し、範囲外用途に利用不可となるようアクセス制御している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報ファイルへのアクセスは、セキュリティの高いコンピュータ室に設置しているサーバ・端末及びガバメントクラウド上の仮想サーバから実施するよう制限している。 ・サーバ・端末へのログインは認証により制限している。 ・サーバ・端末へのログインの上に、データを管理するデータベース管理システムにもログイン認証しなければ、データのアクセスはできない。また、データベース管理システムへログインするユーザにも権限設定しており、データアクセスの制限を行っている。 ・サーバ・端末にはツール(SkySEA)設定によって、特定のHW以外は外部メディアを認識しない制御を行っている。 ・コンピュータ室からの外部メディアの持出・持込について制限・管理を行っている。 <共通基盤システムとしての措置> ・特定個人情報へのアクセスに際して、システム、事務を限定し、範囲外用途に利用不可となるようアクセス制御している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<共通基盤システムとしての措置> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・端末機のディスプレイを、来庁者及び当該事務に従事する者以外の者から見えない位置に置く。 ・システムに記録している操作ログにより、目的外の入手が行われていないことを適宜確認する。また、操作ログにより操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知する。		

☐ 委託しない

情報保護管理体制の確認

＜共通基盤システムとしての措置＞

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限

[制限している] <選択肢>
1) 制限している 2) 制限していない

- ・委託にかかる実施体制の提出を義務付けている。
- ・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。また、社内セキュリティ研修の実施も義務付けている。
- ・ID、パスワード及び設定の利用制限や使用期間を用いて、ユーザ認証を行っている。

＜共通基盤システムとしての措置＞

特定個人情報ファイルの取扱いの記録

[記録を残している] <選択肢>
1) 記録を残している 2) 記録を残していない

- ・アクセスログによる記録を残している。

＜共通基盤システムとしての措置＞

- ・アクセスログによる記録を残している。

特定個人情報の提供ルール

[定めている] <選択肢>
1) 定めている 2) 定めていない

委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。

- ・委託先は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。
- また、第三者へ提供してはならない。
- ・委託先は、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

＜共通基盤システムとしての措置＞

- ・特定個人情報の提供の禁止を契約書に明記する。

委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法

委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。

- ・委託先は、両者間での個人情報の受渡しに関しては、当市が指定した手段、日時及び場所で行った上で、当市に個人情報の預り証を提出しなければならない。
- ・委託先は、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

＜共通基盤システムとしての措置＞

- ・契約書にて委託業務実施場所を庁舎内に限定し、外部への持ち出しを禁止している。
- ・契約書に調査条項を定めることで、必要があると認めるときは調査を行い、または、報告を求めることとしている。

特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法		委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。 ・委託先は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、当市の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。 ・委託先は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により当市に申請し、その承諾を得なければならない。 ・委託先は、個人情報の消去又は廃棄に際し当市から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。 ・委託先は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。 ・委託先は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により当市に対して報告しなければならない。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。 ・個人情報の秘密の保持 ・個人情報の目的外利用及び提供の禁止 ・個人情報の適正管理 ・個人情報の複写又は複製の禁止 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・事故時の対応 <共通基盤システムとしての措置> ・データの秘密保持に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・個人情報の目的外利用及び第三者提供の禁止に関する事項 ・データの複写及び複製の禁止に関する事項 ・事故発生時における報告義務に関する事項 ・個人情報の保護状況に係る検査の実施に関する事項 ・データの授受及び搬送に関する事項 ・委託を受けた事業者等におけるデータの保管及び廃棄に関する事項 ・契約に違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。 ・原則として再委託を禁止している。 ・再委託の際には、委託先と同様の措置を義務付けている。 <共通基盤システムとしての措置> ・原則として再委託を禁止している。 ・再委託の際には、委託先と同様の措置を義務付けている。
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内の監査証跡(ログ)に作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録及び保存される仕組みとなっている。 <共通基盤システムとしての措置> ・情報の提供・移転時は、どのシステム・職員が、誰の情報について扱ったかについての記録を残している。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	移転の開始に際しては、情報の利用目的と項目を明確にしたうえで移転先から提供元へ依頼書を提出し、提供元の承認を得た後にシステム改修を行っている。 移転先における情報利用実績については、情報システム部門へ定期的に報告を行っている。 また特定個人情報の提供時は、情報源である個人住民税システムとの内容の照合、確認を、二人以上の担当者によるダブルチェックを実施した上で、記録を残すルールとしている。 <共通基盤システムとしての措置> ・移転先から移転元に対し、データの内部利用に係る伺いを書面により行い、データ移転元がその必要性等を判断し承認したもののみを移転することとしている。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	情報の移転については原則システム連携で行い、自動または手動による処理を実行することによって実施されるため、システムで定義された仕様でしか動作しない。 システムの操作に関しては、権限設定された者しか実施できない。 <共通基盤システムとしての措置> ・各業務システム間の特定個人情報の提供・移転は共通基盤システムが一括して行うことで、その他の不適切な方法による提供・移転を防止している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報の提供時は、情報源である個人住民税システムとの内容の照合、確認を行う。 ・特定個人情報の確認時は、二人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。 ・情報の移転先である、データの格納先については、特定の権限者以外はアクセスできないこととし、不正に収集されることを防止している。 ・庁内連携システムで情報の移転を行う場合は、定義されたシステムの動作しかしないため、不適切な方法で移転されることはない。 <共通基盤システムとしての措置> ・データの提供・移転が認められた提供・移転先のみアクセスを許可する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		・監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・サーバ室への入室にはセキュリティドアによる認証を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

⑥技術的対策	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な対策の内容		・ウィルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 ・特定の端末以外は記録媒体を接続できないような仕組みが構築されている。 ・特定の端末及びサーバにログインするためには二重三重の認証を必要とする仕組みが構築されている。 <共通基盤システムとしての措置> ・共通基盤システムでは、ウィルス対策ソフトウェアを導入している。パターンファイルは適宜更新することで、不正プログラムを検出し、駆除または隔離する。 ・ファイアウォールを設置し不正アクセス対策を行っている。 ・端末のUSB媒体の利用制御や利用状況を記録し、不正アクセス対策を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②本市が委託したガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤本市が委託したガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦本市やガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧本市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・本人からの申請を受けるほか、他機関からの修正申告情報または訂正の報告書を入手した場合は、遅滞なく税額更正処理を実施している。 <共通基盤システムとしての措置> ・共通基盤システムが管理する特定個人情報は、定期的に情報元と整合することにより、情報の正確性を確保している	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・削除時期は、年間の電算スケジュールで管理している。 ・削除日程を調整し、担当課より委託業者に削除依頼をする。そして委託業者では、削除日当日のスケジュールの作成と作業工程を提出し、担当課で承認する。なお承認後、月間の電算スケジュールに削除日を追記する。 ・作業終了後は委託業者より担当課へ完了報告を行う。 ・保管期間を過ぎたデータの削除時には、削除後データに過不足及び作業工程でミスが起きないように二人以上の担当者によりダブルチェックを実施し、工程ごとにチェック項目を設け、作業者ではない者の確認印を押し、記録を残すこととする。 ・作業工程は、対象データの全体件数及び削除件数の把握をし、対象データの全体のバックアップを行う。削除処理を実行し、全体及び削除件数が一致するかを確認する。またオンライン画面で削除対象のデータが参照できないことを確認する。作業に問題がなければ、最後に事前にバックアップをとったファイルを削除する。 <共通基盤システムとしての措置> ・共通基盤システムで管理する特定個人情報は業務システムの情報削除に合わせて削除を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<共通基盤システムとしての措置> 共通基盤システムでは、特定個人情報の消去に係るログを記録し、不適切な情報の消去を抑止している。		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 課税台帳情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	＜(1) 課税対象者情報ファイル＞ ・賦課期日(1月1日)時点で当市に住所を有していたかどうかについては、最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、対象外の住民の登録が発生しないよう、賦課期日近辺の異動者については、帳票を出力し、担当者が賦課期日(1月1日)時点で当市に住所を有していたかどうかを特に注意をして確認を行っている。 ・賦課期日(1月1日)時点で住民情報がない対象者の課税資料を入手した際には、当市に住所を有していたかどうかを本人または会社に確認の上、課税対象者の登録を行っている。また賦課期日(1月1日)時点で住民情報がない対象者で住民ではないと判断した場合は、本人もしくは会社に返送、他市の住民と判断できた場合は転送を行っている。 ・市民税課の窓口での書類提出は、本人確認書類(身分証明書等)の提示を求め、賦課期日(1月1日)時点で当市に住所を有していたかどうかの確認を十分に行っている。 ＜(2) 課税資料ファイル＞ ・賦課期日(1月1日)時点での課税対象者情報に記録のない申告情報については、当該市町村で課税するかどうかを判断した上で、課税する場合は、住民票上の住所地市町村に対して通知する等を行っており、目的の範囲を超えた入手が行われない対策をとっている。(地方税法第294条) ・課税対象でない場合は、該当市町村を調査した上で、郵送等により該当市町村へ情報を伝達している。 ＜共通基盤システムとしての措置＞ ・原則として、特定個人情報の入手経路を各業務システムからのデータ連携による方法に限定しており、対象者以外の情報を不必要に収集しない仕組みとなっている。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	＜(1) 課税対象者情報ファイル＞ ・移転を受ける情報は、課税対象者を管理するのに必要な情報のみであり、不要な情報の入手が行われない仕組みが講じられている。 ・賦課期日(1月1日)時点で住民情報がない対象者を登録する際には、住民税申告書は地方税法施行規則第五の四様式に沿って作成した本市の帳票に本人が記載するので不要な情報の入手が行われないようになっている。 ・事務処理の要領を作成し、課内で研修を行い、必要な情報のみを入力するように周知している。 ＜(2) 課税資料ファイル＞ ・入手した資料の内容を精査した上で、必要な情報以外の項目は課税資料ファイルに格納しないようにデータを入力する項目を限定している。 ＜共通基盤システムとしての措置＞ ・原則として、特定個人情報の入手経路を各業務システムからのデータ連携による方法に限定しており、必要な情報以外は入手できないようにインターフェースを規定している。 ・端末を使用して特定個人情報を入力する場合においても、必要最低限の情報しか入力できないように設計している。
その他の措置の内容	・遡り転入・転出など最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、対象外の住民に対する課税が発生しないよう随時更新を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<(1)課税対象者情報ファイル> ・当市に住所を有する者の情報については、住民基本台帳事務で示されている通り、各届出受領の際に必ず本人あるいは代理人の本人確認が実施されており、不適切な方法での入手は行われていない。 ・住民基本台帳ネットワークシステムから入手する場合は、住基ネットシステムの認証・監査・証跡機能により、特定の権限者以外は操作が行えず、さらに情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されている。 ・賦課期日(1月1日)時点で住民情報がない対象者で課税資料を入手した際には、当市に住所を有していたかどうかを本人または会社に確認の上、課税対象者の登録を行っている。また賦課期日(1月1日)時点で住民情報がない対象者で住民ではないと判断した場合は、本人もしくは会社に返送、他市の住民と判断できた場合は転送を行っている。 ・市民税課の窓口での書類提出は、本人確認書類(身分証明書等)の提示を求め、賦課期日(1月1日)時点で当市に住所を有していたかどうかの確認を十分に行っている。 <(2)課税資料ファイル> ・個人住民税に係る申告書情報については、地方税法に定められた方法によって入手を行うこととしている。 (地方税法第317条の2、第317条の3等) ・新規採用及び異動職員について税務部内で研修を行い、また市民税課内でも定期的に研修を行っており、地方税法に定められた方法を遵守するように周知している。 ・eLTax、国税連携データ等で入手する申告情報(電子ファイル)については、LGWANに接続された当該システムから入手し、当該システムに対しても、認証等により特定の権限者以外は操作が行えない仕組みが確立されている。 ・課税対象でない場合は、該当市町村を調査した上で、郵送等により該当市町村へ情報を伝達している。 <共通基盤システムとしての措置> ・特定個人情報の入手経路は、各業務システムからのデータ連携及び共通基盤システムに接続する端末を使用したデータ入力のみとなっており、それ以外の入手方法は存在しない。 ・共通基盤システムでは、特定個人情報へのアクセスに際して、システム、職員ID、事務系を認証し、当該ユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することにより不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	・番号法第7条(通知カード)、第17条(個人番号カード)により、申請受付の際は、窓口で個人番号カードまたは通知カードと他の証明書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。 ・代理申請の場合は、上記にあわせて、当市の情報システムを用いて記載内容の真正性の確認を行う。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	・提出された課税資料に記載された個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口で個人番号カードまたは通知カードと他の証明書類の提示を求め、個人番号の真正性を確認する。 ・上記による確認がとれない場合、該当者が当該市町村に住所をもつ者であれば、個人住民税システムによる宛名管理システムと照合し、個人番号の確認を行う。 ・当該市町村に住所を持たない者の場合は、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を検索し、個人番号の確認を行う。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<(1)課税対象者情報ファイル> ・特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、異動対象者または入力内容に誤りの無いう、提出書類の記載内容を十分に確認の上、二人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。 ・氏名や生年月日などの必須項目に入力がない場合、画面にエラーが表示され入力が漏れないような対策を実施している。 <(2)課税資料ファイル> ・特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、異動対象者または入力内容に誤りの無いう、提出書類の記載内容を十分に確認の上、二人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。 ・申告書等に記載される個人番号入力時においては、誤入力を防止するためチェックデジットの検査が実装されている。 <共通基盤システムとしての措置> ・共通基盤システムで管理する特定個人情報は、定期的に業務システムが保有する情報と整合することにより、その正確性を確保している。	
その他の措置の内容	システムへの入力時に、チェックデジットのエラー確認を行い、ありえない数値の個人番号を入力できないように制限している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<(1)課税対象者情報ファイル> ・当市に住所を有しない者の個人番号を住基ネットより取得する場合は、利用する住基ネットシステムにおいて特定の権限者以外は利用できないような仕組みが構築されている。 ・紙で提出された課税資料については、紙資料を閲覧する必要を最小限にするためにイメージデータ化し、原本については施錠ができる書庫保管庫で保管する対策を講じている。 - 書類を廃棄する際は、個人情報が含まれている書類と含まれていない書類と分類し、適切な方法(シュレッダー等)で廃棄している。 ・特定の端末以外は記録媒体を接続できないような仕組みが構築されている。 <(2)課税資料ファイル> ・eLTax、国税連携データ等で入手する申告情報(電子ファイル)については、管理者IDでのみアクセスができるサーバ上の保管場所に格納し、入手した情報を個人住民税システムへ取り込んだ後は、使用した電子ファイルを削除し、削除記録を残すことで、入手した情報の漏えいあるいは紛失を防止する対策をとっている。 ・住民基本台帳ネットワークシステムより取得する場合は、特定の権限者以外は利用できないような仕組みが構築されている。 ・紙で提出された課税資料については、紙資料を閲覧する必要を最小限にするためにイメージデータ化し、原本については施錠ができる書庫保管庫で保管する対策を講じている。 - 書類を廃棄する際は、個人情報が含まれている書類と含まれていない書類と分類し、適切な方法(シュレッダー等)で廃棄している。 ・特定の端末以外は記録媒体を接続できないような仕組みが構築されている。 <共通基盤システムとしての措置> ・特定個人情報を取り扱うネットワークやシステムに対して、アクセス制御や暗号化の措置を講じている。 ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用している。 ・OSや各種ソフトウェアに対するセキュリティパッチは必要性等を考慮した上で適用している。 ・特定個人情報にアクセスする端末はインストールするソフトウェアをあらかじめ定めているほか、一般ユーザではソフトウェアをインストールできない仕組みとしている。また、システム管理者の許可なくソフトウェアをインストールすることを禁止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<共通基盤システムとしての措置> ・特定個人情報の入手に係るログを記録するため、不適切な情報入手を抑止している。	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	宛名管理システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務(システム)以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。 <共通基盤システムとしての措置> ・共通基盤システムでは、特定個人情報へのアクセスに際して、システム、職員ID、事務を認証し、範囲外用途に利用不可となるようにアクセス制御を実施している。 ・番号法に規定されている事務を所管する部署以外からのアクセスは行えないような仕組みを構築する	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、個人住民税システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・個人住民税システムにおいては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 ・個人住民税システムの稼働するガバメントクラウドでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。 ・個人住民税システムの操作(異動権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもって個人住民税システムの利用ができないよう、利用及びアクセス権限を変更・確認している。 ・担当者は離席する場合にログオフをするように周知されており、また一定時間を過ぎると自動的にログオフをする設定にしているため、不正に利用が行えない対策を実施している。 ・共有IDを禁止し、担当者それぞれに個別のIDを付与しているため権限のない者による不正な利用が行えない対策を実施している。 <共通基盤システムとしての措置> ・共通基盤システムでは、特定個人情報にアクセスする職員の認証は、ID/パスワードによって認証している。 ・ユーザ認証後は、当該ユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することにより、不正利用が行えない対策を実施している。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・個人住民税システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、税務部内総務担当課が管理を行い、登録/変更の際は、長又はその代理の者が設定の変更を行っている。その他の者は、アクセス権限の登録/変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。 ・個人住民税システムの操作(異動権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもって個人住民税システムの利用ができないよう、利用及びアクセス権限を変更・確認している。 <共通基盤システムとしての措置> ①アクセス権限の発行 ・アクセス権限と操作可能な操作種別の対応表を作成し管理している。 ・業務に必要なアクセス権限のみを申請する手続きとしており、必要な確認を行った上、アクセス権限の発行を行っている。 ②アクセス権限の失効 ・権限を有していた職員の人事異動等の変更事由が発生した場合、すみやかに認証情報に関するメンテナンスを行いアクセス権限の失効を行っている。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・個人住民税システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、税務部内総務担当課が管理を行っている。 ・ユーザIDやアクセス権限については、税務部内総務担当課が定期的(四半期に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する。 ・個人住民税システムの操作(異動権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもって個人住民税システムの利用ができないよう、利用及びアクセス権限を変更・確認している。 <共通基盤システムとしての措置> ・職員IDと、その職員IDが有するアクセス権限を定期的に確認し、不要なアクセス権限の変更、削除を行う。 ・制度改正等に伴うシステム改修及びシステム更改の際は、権限を有する事務の確認を行い、変更、削除を行う。	

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法 ・個人住民税システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録及び保存を行っている。 (操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかを記録している。) ・自動実行等による処理についても、同様に監査証跡の記録及び保存を行っている。 <共通基盤システムとしての措置> ・特定個人情報ファイルにアクセスした履歴(日時、職員ID、対象者の統合宛名番号、システム、事務、操作種別等)は、アクセスログとしてガバメントクラウド上に記録し管理している。 ・操作履歴は、情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を利用した場合の記録の保存期間と同様に7年間保管する。		
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・個人住民税システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、税務部内総務担当課が管理を行い、登録／変更の際は、長又は代理の者が設定の変更を行っている。 ・ユーザIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的(四半期に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する。 ・個人住民税システムの操作(異動権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもって個人住民税システムの利用ができないよう、利用及びアクセス権限を変更・確認している。 <共通基盤システムとしての措置> ・特定個人情報へのアクセスに際して、システム、事務を限定し、範囲外用途に利用不可となるようアクセス制御している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報ファイルへのアクセスは、セキュリティの高いコンピュータ室に設置しているサーバ・端末及びガバメントクラウド上の仮想サーバから実施するよう制限している。 ・サーバ・端末へのログインは認証により制限している。 ・サーバ・端末へのログインの上に、データを管理するデータベース管理システムにもログイン認証しなければ、データのアクセスはできない。また、データベース管理システムへログインするユーザにも権限設定しており、データアクセスの制限を行っている。 ・サーバ・端末にはツール(SkySEA)設定によって、特定のHW以外は外部メディアを認識しない制御を行っている。 ・コンピュータ室からの外部メディアの持出・持込について制限・管理を行っている。 <共通基盤システムとしての措置> ・特定個人情報へのアクセスに際して、システム、事務を限定し、範囲外用途に利用不可となるようアクセス制御している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<共通基盤システムとしての措置> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・端末機のディスプレイを、来庁者及び当該事務に従事する者以外の者から見えない位置に置く。 ・システムに記録している操作ログにより、目的外の入手が行われていないことを適宜確認する。また、操作ログにより操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知する。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	システムの運用等を委託するときは、データ保護管理規定に基づき、あらかじめ管理者と協議を行い、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。 なお、募集要項にプライバシーマーク又はISO27001を取得していることを応募要件としている。 ＜共通基盤システムとしての措置＞ システムの運用等を委託するときは、個人情報保護に係る誓約書を提出させ、かつ、個人情報の取り扱いに関する組織体制、管理方法等について確認を行うことで、個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	＜選択肢＞ 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・委託にかかる実施体制の提出を義務付けている。 ・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。また、社内セキュリティ研修の実施も義務付けている。 ・ID、パスワード及び設定の利用制限や使用期間を用いて、ユーザ認証を行っている。 ＜共通基盤システムとしての措置＞ ・委託にかかる実施体制をあらかじめ提出させることを義務付けている。 ・作業者の名簿を提出させることにより特定個人情報ファイルの取扱い者を明確にし、当該作業者にのみ権限を与える。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・アクセスログによる記録を残している。 ＜共通基盤システムとしての措置＞ ・アクセスログによる記録を残している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。 ・委託先は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。 また、第三者へ提供してはならない。 ・委託先は、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。 ＜共通基盤システムとしての措置＞ ・特定個人情報の提供の禁止を契約書に明記する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。 ・委託先は、両者間での個人情報の受渡しに関しては、当市が指定した手段、日時及び場所で行った上で、当市に個人情報の預り証を提出しなければならない。 ・委託先は、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。 ＜共通基盤システムとしての措置＞ ・契約書にて委託業務実施場所を庁舎内に限定し、外部への持ち出しを禁止している。 ・契約書に調査条項を定めることで、必要があると認めるときは調査を行い、または、報告を求めることとしている。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。 ・委託先は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、当市の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。 ・委託先は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により当市に申請し、その承諾を得なければならない。 ・委託先は、個人情報の消去又は廃棄に際し当市から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。 ・委託先は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。 ・委託先は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により当市に対して報告しなければならない。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		〔 定めている 〕 <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
	規定の内容	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。 ・個人情報の秘密の保持 ・個人情報の目的外利用及び提供の禁止 ・個人情報の適正管理 ・個人情報の複写又は複製の禁止 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・事故時の対応 <共通基盤システムとしての措置> ・データの秘密保持に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・個人情報の目的外利用及び第三者提供の禁止に関する事項 ・データの複写及び複製の禁止に関する事項 ・事故発生時における報告義務に関する事項 ・個人情報の保護状況に係る検査の実施に関する事項 ・データの授受及び搬送に関する事項 ・委託を受けた事業者等におけるデータの保管及び廃棄に関する事項 ・契約に違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		〔 十分に行っている 〕 <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
	具体的な方法	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。 ・原則として再委託を禁止している。 ・再委託の際には、委託先と同様の措置を義務付けている。 <共通基盤システムとしての措置> ・原則として再委託を禁止している。 ・再委託の際には、委託先と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		〔 十分である 〕 <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内の監査証跡(ログ)に作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録及び保存される仕組みとなっている。 <共通基盤システムとしての措置> ・情報の提供・移転時は、どのシステム・職員が、誰の情報について扱ったかについての記録を残している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	移転の開始に際しては、情報の利用目的と項目を明確にしたうえで移転先から提供元へ依頼書を提出し、提供元の承認を得た後にシステム改修を行っている。 移転先における情報利用実績については、情報システム部門へ定期的に報告を行っている。 また特定個人情報の提供時は、情報源である個人住民税システムとの内容の照合、確認を、二人以上の担当者によるダブルチェックを実施した上で、記録を残すルールとしている。 <共通基盤システムとしての措置> ・移転先から移転元に対し、データの内部利用に係る伺いを書面により行い、データ移転元がその必要性等を判断し承認したもののみを移転することとしている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	情報の移転については原則システム連携で行い、自動または手動による処理を実行することによって実施されるため、システムで定義された仕様でしか動作しない。 システムの操作に関しては、権限設定された者しか実施できない。 <共通基盤システムとしての措置> ・各業務システム間の特定個人情報の提供・移転は共通基盤システムが一括して行うことで、その他の不適切な方法による提供・移転を防止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報の提供時は、情報源である個人住民税システムとの内容の照合、確認を行う。 ・特定個人情報の確認時は、二人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。 ・情報の移転先である、データの格納先については、特定の権限者以外はアクセスできないこととし、不正に収集されることを防止している。 ・庁内連携システムで情報の移転を行う場合は、定義されたシステムの動作しかしないため、不適切な方法で移転されることはない。 <共通基盤システムとしての措置> ・データの提供・移転が認められた提供・移転先のみアクセスを許可する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<共通基盤システムとしての措置> ・情報照会対象者の基本4情報を確認しながら情報照会依頼を行うことで、誤った対象者の特定個人情報の入手のリスクを軽減している。 ・共通基盤システムは、照会許可照会リスト情報を管理し、情報照会の連携に際しては、照会許可照会リスト情報と操作職員の紐付けをチェックしアクセスを制御している ・システムに記録している操作ログにより、目的外の入手が行われていないことを適宜確認する。また、操作ログにより操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<共通基盤システムとしての措置> ・共通基盤システムは、各業務システムとの接続にあたって、SSLクライアント認証により正当な接続元であることを認証している。 ・共通基盤システムは、中間サーバーとの接続にあたって、サーバー証明書により正当な接続先であることを認証している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 <中間サーバーの運用における措置> ・共通基盤システムを介して、情報提供ネットワークシステムを利用する場合も、ユーザー認証を行う。 ・どの特定個人情報をどの職員がいつどういう目的で入手したのかがすべて記録される。 ・番号法及び条例上認められる入手以外行わないようにする。 ・他機関からの提供が認められなかった場合についても記録を残す。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<共通基盤システムとしての措置> ・各業務システムと共通基盤システムの通信は、SSLにより暗号化することで、通信途上における漏えいを防止している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 <中間サーバーの運用における措置> ・共通基盤システムを介して情報照会、情報提供を行う業務はそのやりとりについて記録を行い、不適切な方法で特定個人情報漏えい・紛失することを防止する。 ・適切なユーザーの個人認証の管理を行い、人事異動等で権限のない職員が入手できないようにする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<共通基盤システムとしての措置> 特に慎重な判断・対応が求められる特定個人情報については、情報照会に対する自動応答がなされないよう管理・設定することで不正に提供されるリスクを低減している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> ・共通基盤システムを介して、情報提供ネットワークシステムを利用する場合も、ユーザー認証を行う。 ・どの特定個人情報をどの職員がいつどういう目的で提供したのかすべて記録される。 ・番号法及び条例上認められる入手以外行わないようにする。 ・他機関からの提供が認められなかった場合についても記録を残す。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<共通基盤システムとしての措置> ・中間サーバーに送信する情報は、中間サーバーの外部インターフェイス仕様書に従い、認証・暗号化を実施している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 <中間サーバーの運用における措置> ・共通基盤システムを介して情報照会、情報提供を行う業務はそのやりとりについて記録を行い、不適切な方法で特定個人情報が漏えい・紛失することを防止する。 ・適切なユーザーの個人認証の管理を行い、人事異動等で権限のない職員が入手できないようにする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<共通基盤システムとしての措置> ・中間サーバーの情報提供DBに未登録の特定個人情報は、共通基盤システムに接続する端末から情報提供を行い、照会内容をもとに提供情報を作成することで、誤入力を防止している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<共通基盤システムとしての措置> ・共通基盤システムでは、中間サーバーとの接続に係るログを記録し、不適切な情報の入手・提供を抑止している。 ・情報提供ネットワークシステムとの接続は、各業務システム個別にさせることなく、共通基盤システムに一本化している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容 ・監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理している。 ・サーバー設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・サーバ室への入室にはセキュリティドアによる認証を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。		
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

	具体的な対策の内容	・ウィルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 ・特定の端末以外は記録媒体を接続できないような仕組みが構築されている。 ・特定の端末及びサーバにログインするためには二重三重の認証を必要とする仕組みが構築されている。 <共通基盤システムとしての措置> ・共通基盤システムでは、ウィルス対策ソフトウェアを導入している。パターンファイルは適宜更新すること、不正プログラムを検出し、駆除または隔離する。 ・ファイアウォールを設置し不正アクセス対策を行っている。 ・端末のUSB媒体の利用制御や利用状況を記録し、不正アクセス対策を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②本市が委託したガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤本市が委託したガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦本市やガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧本市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない	
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない	
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している] <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない	
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	当市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、個人住民税システムにも最新の特定個人情報が反映される仕組みを構築している。当市に住所を有しない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。 ・本人からの申請を受けるほか、他機関からの修正申告情報または訂正の報告書を入手した場合は、遅滞なく税額更正処理を実施している。 ・情報提供ネットワークシステムから取得した特定個人情報は、事務で必要な時に、必要な範囲で再取得することにより最新状態を維持する。 ＜共通基盤システムとしての措置＞ ・共通基盤システムが管理する特定個人情報は、定期的に情報元と整合することにより、情報の正確性を確保している	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・削除時期は、年間の電算スケジュールで管理している。 ・削除日程を調整し、担当課より委託業者に削除依頼をする。そして委託業者では、削除日当日のスケジュールの作成と作業工程を提出し、担当課で承認する。なお承認後、月間の電算スケジュールに削除日を追記する。 ・作業終了後は委託業者より担当課へ完了報告を行う。 ・保管期間を過ぎたデータの削除時には、削除後データに過不足及び作業工程でミスが起きないように二人以上の担当者によりダブルチェックを実施し、工程ごとにチェック項目を設け、作業者ではない者の確認印を押し、記録を残すこととする。 ・作業工程は、対象データの全体件数及び削除件数の把握をし、対象データの全体のバックアップを行う。削除処理を実行し、全体及び削除件数が一致するかを確認する。またオンライン画面で削除対象のデータが参照できないことを確認する。作業に問題がなければ、最後に事前にバックアップをとったファイルを削除する。 ＜共通基盤システムとしての措置＞ ・共通基盤システムで管理する特定個人情報は業務システムの情報削除に合わせて削除を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜共通基盤システムとしての措置＞ 共通基盤システムでは、特定個人情報の消去に係るログを記録し、不適切な情報の消去を抑制している。		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	評価書に沿った運用がなされているか、運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	定期的に自己点検は行っているが、監査は行っていないため、今後監査の実施に向けて検討を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・定期的に情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する本市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、本市に業務アプリケーションサービスを提供するガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、本市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市長公室広報広聴室市政情報相談課
②請求方法	個人情報の保護に関する法律に基づき、書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	
③手数料等	[無 料] <選択肢> 1) 有料 2) 無 料 (手数料額、納付方法: 写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人住民税関係事務
公表場所	東大阪市ウェブサイト(https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000039490.html)
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市税務部市民税課
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成31年4月12日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	東大阪市ホームページ及び『東大阪市政だより』誌上にて意見の募集の掲載を行い、電子メール・FAX又は書面にて意見を受け付けた。
②実施日・期間	令和2年2月17日から3月17日までの30日間
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	特になし
⑤評価書への反映	特になし
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年6月4日
②方法	東大阪市特定個人情報保護評価点検委員会に諮問し、点検を実施。
③結果	特定個人情報保護評価指針に基づき、適切に特定個人情報保護評価が実施されていると認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月23日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	情報提供ネットワークシステムの利用を想定	情報提供ネットワークシステムを利用	事後	平成29年7月からの運用開始に伴い修正
令和1年12月23日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	地方電子化協議会	地方税共同機構	事後	組織名の変更に伴い変更
令和1年12月23日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能		ダウンロード・寄附金特例通知のダウンロード機能 他市町村より提出される寄附金特例通知のダウンロードを行うを追加	事後	平成31年1月からの運用開始に伴い追加
令和1年12月23日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	地方電子化協議会	地方税共同機構	事後	組織名の変更に伴い変更
令和1年12月23日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能		住民登録外課税通知ファイル等ダウンロード機能を追加。 国税庁へ扶養是正情報等データの送信を追加。	事後	平成30年7月からの運用開始に伴い追加
令和1年12月23日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6		コンビニ交付システムを追加	事後	平成28年2月からの運用開始に伴い追加
令和3年8月19日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う変更
令和1年12月23日	I 基本情報 7. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	市民税課長 出口 源一	市民税課長	事前	課長名の削除
令和1年12月23日	I 基本情報(別添1)事務の内容	地方電子化協議会	地方税共同機構	事後	組織名の変更に伴い変更
令和1年12月23日	I 基本情報(別添1)事務の内容		証明書交付センター、コンビニ交付システムを追加	事後	平成28年2月からの運用開始に伴い追加
令和1年12月23日	I 基本情報(別添1)事務の内容	④年金支払報告書 給与支払報告書	③確定申告書・国税連携システム、④課税資料・地方税ポータルシステムを追加	事後	システム内容を詳細に記載
令和1年12月23日	I 基本情報(別添1)事務の内容(備考)③	地方電子化協議会	地方税共同機構	事後	組織名の変更に伴い変更
令和1年12月23日	I 基本情報(別添1)事務の内容(備考)④		他市町村から寄附金特例通知を受領を追加	事前	平成31年1月からの運用開始に伴い追加
令和1年12月23日	I 基本情報(別添1)事務の内容(備考)⑤	H29.7以降の想定	H29.7以降	事後	平成29年7月からの運用開始に伴い修正
令和1年12月23日	I 基本情報(別添1)事務の内容(備考)⑧	情報提供ネットワークシステムの利用を想定	情報提供ネットワークシステムを利用	事後	平成29年7月からの運用開始に伴い修正
令和1年12月23日	I 基本情報(別添1)事務の内容(備考)⑩、⑪		⑩、⑪の説明文を追加	事後	平成28年2月からの運用開始に伴い追加
令和1年12月23日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)課税対象者情報ファイル 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月	事後	平成27年10月からの運用開始に伴い修正
令和1年12月23日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)課税対象者情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	平成25年度の実績数値およそ2,000件	平成31年度の実績数値およそ2,200件	事後	実績件数の更新
令和1年12月23日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)課税対象者情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑦再委託の有無	再委託しない	再委託する ⑧、⑨の記載を追加	事後	令和元年の機器更新に伴い契約内容を変更
令和3年8月19日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)課税対象者情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	法改正に伴う変更
令和1年12月23日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)課税対象者情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ⑥提出方法	紙	紙 その他(電子ファイル(国税連携データ))	事後	平成30年5月より電子で送信可能となったため追加
令和1年12月23日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)課税対象者情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	〈共通基盤システムとしての措置〉 物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する	〈共通基盤システムとしての措置〉 物理的破壊等を行い完全に消去する	事後	令和元年12月の総務省通知に伴い変更
令和1年12月23日	II 特定個人情報ファイルの概要(2)課税資料ファイル 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月	事後	平成27年10月からの運用開始に伴い修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2)課税資料ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手時期・頻度	平成25年累計 約3万5千回	平成31年累計 約3万5千回	事後	実績件数の更新
令和1年12月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2)課税資料ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑦再委託の有無	再委託しない	再委託する ⑧、⑨の記載を追加	事後	令和元年の機器更新に伴い契約内容を変更
令和1年12月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2)課税資料ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	日商エレクトロニクス 株式会社	シティコンピュータ 株式会社	事後	平成30年6月より委託先を変更
令和1年12月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2)課税資料ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	アトラス情報サービス 株式会社	京都工業 株式会社	事後	令和元年1月より委託先を変更
令和1年12月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2)課税資料ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑥提供方法	紙 その他(eLTax)	紙 その他(電子ファイル(国税連携))	事後	実態にあわせて変更
令和1年12月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2)課税資料ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	〈共通基盤システムとしての措置〉 物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する	〈共通基盤システムとしての措置〉 物理的破壊等を行い完全に消去する	事後	令和元年12月の総務省通知に伴い変更
令和1年12月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)課税台帳情報ファイル 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月	事後	平成27年10月からの運用開始に伴い修正
令和1年12月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)課税台帳情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手時期・頻度	平成25年累計 約3万5千回	平成31年累計 約3万5千回	事後	実績件数の更新
令和1年12月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)課税台帳情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手時期・頻度	※情報提供ネットワークシステムを経由して入手が可能となるのは平成29年7月以降の予定	※平成29年7月以降情報提供ネットワークシステムを経由して入手	事後	平成29年7月からの運用開始に伴い修正
令和1年12月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)課税台帳情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無※	3件	4件	事後	実態にあわせて変更
令和1年12月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)課税台帳情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑦再委託の有無	再委託しない	再委託する ⑧、⑨の記載を追加	事後	令和元年の機器更新に伴い契約内容を変更
令和1年12月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)課税台帳情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4		コンビニ交付システムの運用・保守業務を追加	事後	平成28年2月からの運用開始に伴い追加
令和1年12月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている(56)件	提供を行っている(61)件	事後	番号法別表第2の改正(令和1年5月31日号外法律第17号)に伴い追加
令和1年12月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	移転を行っている(13)件	移転を行っている(19)件	事後	実態にあわせて変更
令和1年12月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2		学事課を追加	事後	移転先から提供先への変更
令和2年5月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号法第9条第2項 東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条	事後	平成27年12月の条例制定に伴い修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先14		給与福利課を追加	事後	内部利用伺書に伴い平成31年1月7日から提供
令和2年5月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先14 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第3条	事後	平成27年12月の条例制定に伴い修正
令和1年12月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先15		子ども家庭課を追加	事後	内部利用伺書に伴い平成30年3月1日から提供
令和2年5月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先15 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第3条	事後	平成27年12月の条例制定に伴い修正
令和1年12月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先16		東・中・西福祉事務所を追加	事後	内部利用伺書に伴い平成30年3月1日から提供
令和2年5月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先16 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第3条	事後	平成27年12月の条例制定に伴い修正
令和1年12月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先17		東・中・西保健センターを追加	事後	内部利用伺書に伴い平成29年4月1日から提供
令和2年5月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先17 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第3条	事後	平成27年12月の条例制定に伴い修正
令和2年5月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先18		住宅改良室を追加	事後	実態にあわせて追加
令和2年5月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先18 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第3条	事後	平成27年12月の条例制定に伴い修正
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先19	保育室	施設給付課	事後	機構改革に伴い組織名を変更
令和2年5月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先19 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第3条	事後	平成27年12月の条例制定に伴い修正
令和1年12月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)課税台帳情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	〈共通基盤システムとしての措置〉 物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する	〈共通基盤システムとしての措置〉 物理的破壊等を行い完全に消去する	事後	令和元年12月の総務省通知に伴い変更
令和1年12月23日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策(1)課税対象者情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール 内容及びルール遵守の確認方法	無断で第三者に提供してはならない	第三者に提供してはならない	事後	文言の修正
令和1年12月23日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策(1)課税対象者情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	・再委託の禁止	・再委託の禁止又は制限に関する事項	事後	令和元年の機器更新に伴い契約内容を変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月23日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1)課税対象者情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	・委託先は、業務の全部または一部をコンソーシアム以外の第三者に対して、再委託しないものとする。	・原則として再委託を禁止している。 ・再委託の際には、委託先と同様の措置を義務付けている。	事後	令和元年の機器更新に伴い契約内容を変更
令和1年12月23日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1)課税対象者情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	〈共通基盤システムとしての措置〉 物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する	〈共通基盤システムとしての措置〉 物理的破壊等を行い完全に消去する	事後	令和元年12月の総務省通知に伴い変更
令和1年12月23日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2)課税資料ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	無断で第三者に提供してはならない	第三者に提供してはならない	事後	文言の修正
令和1年12月23日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2)課税資料ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	・再委託の禁止	・再委託の禁止又は制限に関する事項	事後	令和元年の機器更新に伴い契約内容を変更
令和1年12月23日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2)課税資料ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	・委託先は、業務の全部または一部をコンソーシアム以外の第三者に対して、再委託しないものとする。	・原則として再委託を禁止している。 ・再委託の際には、委託先と同様の措置を義務付けている。	事後	令和元年の機器更新に伴い契約内容を変更
令和1年12月23日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2)課税資料ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	〈共通基盤システムとしての措置〉 物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する	〈共通基盤システムとしての措置〉 物理的破壊等を行い完全に消去する	事後	令和元年12月の総務省通知に伴い変更
令和1年12月23日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3)課税台帳情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	無断で第三者に提供してはならない	第三者に提供してはならない	事後	文言の修正
令和1年12月23日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3)課税台帳情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	・再委託の禁止	・再委託の禁止又は制限に関する事項	事後	令和元年の機器更新に伴い契約内容を変更
令和1年12月23日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3)課税台帳情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	・委託先は、業務の全部または一部をコンソーシアム以外の第三者に対して、再委託しないものとする。	・原則として再委託を禁止している。 ・再委託の際には、委託先と同様の措置を義務付けている。	事後	令和元年の機器更新に伴い契約内容を変更
令和3年8月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3)課税台帳情報ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号	〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 (※2)番号法第19条第15号	事後	法改正に伴う変更
令和1年12月23日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3)課税台帳情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	〈共通基盤システムとしての措置〉 物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する	〈共通基盤システムとしての措置〉 物理的破壊等を行い完全に消去する	事後	令和元年12月の総務省通知に伴い変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7		電子申請システムを追加	事前	令和4年10月からの運用開始に伴い修正
令和7年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(2)課税資料ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	シティコンピュータ 株式会社	株式会社アイ・オー・プロセス	事後	委託先を変更
令和7年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(2)課税資料ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報の提供方法	【○】電磁記録媒体(フラッシュメモリを除く) 【 】フラッシュメモリ	【 】電磁記録媒体(フラッシュメモリを除く) 【○】フラッシュメモリ	事後	実態にあわせて変更
令和7年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(2)課税資料ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	京都工業 株式会社	株式会社アイ・オー・プロセス	事後	委託先を変更
令和7年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(2)課税資料ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④委託先への特定個人情報の提供方法	【○】電磁記録媒体(フラッシュメモリを除く)	【 】電磁記録媒体(フラッシュメモリを除く)	事後	実態にあわせて変更
令和7年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(2)課税資料ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	株式会社 TKC	株式会社インテック	事後	委託先を変更
令和7年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(3)課税台帳情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	富士ゼロックスシステムサービス株式会社	富士フィルムシステムサービス株式会社	事後	委託先の社名変更
令和7年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(3)課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	61	72	事後	実態にあわせて変更
令和7年1月30日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条及び別表第1第16項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条および別表24の項	事後	法改正に伴う変更
令和7年1月30日	I 基本情報 6. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 同法別表第2第27項及び情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項	番号法第19条第8号 同法に基づく主務省令第2条の表48の項および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項	事後	法改正に伴う変更
	II 特定個人情報ファイルの概要(1)課税対象者情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	平成31年度の実績数値およそ2, 200件	令和6年度の実績数値およそ2, 200件	事後	実態にあわせて変更
	II 特定個人情報ファイルの概要(1)課税対象者情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	当市個人情報保護条例第6条1項	削除	事後	実態にあわせて変更
	II 特定個人情報ファイルの概要(1)課税対象者情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑦再委託の有無	再委託しない	再委託する ⑧、⑨の記載を追加	事前	実態にあわせて変更
	II 特定個人情報ファイルの概要(1)課税対象者情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②その妥当性	共通基盤システムの運用・保守の範囲はソフトウェア及びハードウェア全般にわたり、システムが保有する全てのファイルを取り扱う必要があるため	共通基盤システムの運用・保守において、システムが保有する全てのファイルを取り扱う必要があるため	事前	実態にあわせて変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)課税対象者情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	マシン室にてシステムを直接利用	システムを直接利用	事前	実態にあわせて変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)課税対象者情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所※	・当市では課税対象者情報ファイルを磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・庁舎及びサーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ＜東大阪市における措置＞ ・入退室管理(※)を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ※サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。	・当市では課税対象者情報ファイルをガバメントクラウド上のストレージ内にデータとして保管している。 ・削除 ＜東大阪市における措置＞ 削除	事前	重大な変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)課税対象者情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所※	・右の記載を追加	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される	事前	重大な変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)課税対象者情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	・庁舎内のセキュリティの高いコンピュータ室のサーバで削除作業を行うこととしている ＜共通基盤システムとしての措置＞ ・ディスク交換やハード更改等の際は、共通基盤システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊等を行い完全に消去する。	削除	事前	重大な変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)課税対象者情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	右の記載を追加	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は本市からの操作によって実施される。本市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。	事前	重大な変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2)課税資料ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	平成31年累計 訳3万5千回	各種申告があり次第毎日更新を行う	事前	重大な変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2)課税資料ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑦再委託の有無	再委託しない	再委託する ⑧、⑨の記載を追加	事前	実態にあわせて変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2)課税資料ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②その妥当性	共通基盤システムの運用・保守の範囲はソフトウェア及びハードウェア全般にわたり、システムが保有する全てのファイルを取り扱う必要があるため	共通基盤システムの運用・保守において、システムが保有する全てのファイルを取り扱う必要があるため	事前	実態にあわせて変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2)課税資料ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	マシン室にてシステムを直接利用	システムを直接利用	事前	実態にあわせて変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2)課税資料ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所※	・当市では課税対象者情報ファイルを磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・庁舎及びサーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ＜東大阪市における措置＞ ・入退室管理(※)を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ※サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。	・当市では課税対象者情報ファイルをガバメントクラウド上のストレージ内にデータとして保管している。 ・削除 ＜東大阪市における措置＞ 削除	事前	重大な変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2)課税資料ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所※	右の記載を追加	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される	事前	重大な変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2)課税資料ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	・庁舎内のセキュリティの高いコンピュータ室のサーバで削除作業を行うこととしている ＜共通基盤システムとしての措置＞ ・ディスク交換やハード更改等の際は、共通基盤システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊等を行い完全に消去する。	削除	事前	重大な変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2)課税資料ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	右の記載を追加	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は本市からの操作によって実施される。本市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。	事前	重大な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3) 課税台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③ 入手の時期・頻度	平成31年度累計 約3万5千回	各種申告があり次第毎日更新を行う	事前	実態にあわせて変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3) 課税台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ② その妥当性	共通基盤システムの運用・保守の範囲はソフトウェア及びハードウェア全般にわたり、システムが保有する全てのファイルを取り扱う必要があるため	共通基盤システムの運用・保守において、システムが保有する全てのファイルを取り扱う必要があるため	事前	実態にあわせて変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3) 課税台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④ 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	マシン室にてシステムを直接利用	システムを直接利用	事前	実態にあわせて変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3) 課税台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④ 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	【○】その他(サーバ室にてシステムを直接利用)	【○】専用線	事前	実態にあわせて変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3) 課税台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5	生活福祉室	生活福祉課	事後	実態にあわせて変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3) 課税台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先12	住宅改良室	総務管理課	事後	実態にあわせて変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3) 課税台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先13	母子保健・感染症課	母子保健課	事後	実態にあわせて変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)課税台帳情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所※	・当市では課税対象者情報ファイルを磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・庁舎及びサーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ＜東大阪市における措置＞ ・入退室管理(※)を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ※サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。	・当市では課税対象者情報ファイルをガバメントクラウド上のストレージ内にデータとして保管している。 ・削除 ＜東大阪市における措置＞ 削除	事前	重大な変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)課税台帳情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所※	右の記載を追加	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される	事前	重大な変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)課税台帳情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	・庁舎内のセキュリティの高いコンピュータ室のサーバで削除作業を行うこととしている ＜共通基盤システムとしての措置＞ ・ディスク交換やハード更改等の際は、共通基盤システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊等を行い完全に消去する。	削除	事前	重大な変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)課税台帳情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	右の記載を追加	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は本市からの操作によって実施される。本市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。	事前	重大な変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1)課税対象者情報ファイル 3. 特定個人情報の使用リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・個人住民税システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。	・個人住民税システムの稼働するガバメントクラウドでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。	事前	重大な変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1)課税対象者情報ファイル 3. 特定個人情報の使用リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・ユーザIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的(四半期に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する。	ユーザIDやアクセス権限については、税務部内総務担当課が定期的(四半期に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する。	事後	実態にあわせて変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策(1)課税対象者情報ファイル 3.特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	＜共通基盤システムとしての措置＞ ・特定個人情報ファイルにアクセスした履歴(日時、職員ID、対象者の統合宛名番号、システム、事務、操作種別等)は、アクセスログとして磁気ディスクに記録し管理している。	＜共通基盤システムとしての措置＞ ・特定個人情報ファイルにアクセスした履歴(日時、職員ID、対象者の統合宛名番号、システム、事務、操作種別等)は、アクセスログとしてガバメントクラウド上に記録し管理している。	事前	重大な変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策(1)課税対象者情報ファイル 3.特定個人情報の使用 リスク4 リスクに対する措置の内容	・特定個人情報ファイルへのアクセスは、セキュリティの高いコンピュータ室に設置しているサーバ・端末から実施するよう制限している。	・特定個人情報ファイルへのアクセスは、セキュリティの高いコンピュータ室に設置しているサーバ・端末及びガバメントクラウド上の仮想サーバから実施するよう制限している。	事前	重大な変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策(1)課税対象者情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	＜共通基盤システムとしての措置＞ 契約書に以下の措置を講ずる旨規定する。 ・個人情報を記録した磁気ディスク等を廃棄する場合は、当該磁気ディスク等の物理的破壊等を行い、個人情報の復元ができない状態にする。	削除	事前	重大な変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策(1)課税対象者情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策	＜共通基盤システムとしての措置＞ ・共通基盤システムの設置場所は、物理的対策(入退室管理、監視カメラ)が実施された庁内サーバ室に設置している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・地震によるデータに消失を防ぐために、庁内サーバ室は防震措置を講じている。	削除	事前	重大な変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策(1)課税対象者情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策	右の記載を追加	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重大な変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策(1)課税対象者情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策	右の記載を追加	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②本市が委託したガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤本市が委託したガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦本市やガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧本市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重大な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策(1)課税対象者情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	・情報提供ネットワークシステムから取得した特定個人情報は、事務で必要な時に、必要な範囲で再取得することにより最新状態を維持する。	削除	事後	実態に合わせて修正
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策(1)課税対象者情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 消去手順 手順の内容	・庁舎内のセキュリティの高いコンピュータ室のサーバーで削除作業を行うこととしている。 〈共通基盤システムとしての措置〉 ・ディスク交換やハード更改等の際は、共通基盤システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊等を行い完全に消去する。	削除	事前	重大な変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策(1)課税対象者情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 消去手順 手順の内容	右の記載を追加	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC 27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重大な変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策(2)課税資料ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・個人住民税システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。	・個人住民税システムの稼働するガバメントクラウドでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。	事前	重大な変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策(2)課税資料ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・ユーザIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的(四半期に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する。	ユーザIDやアクセス権限については、税務部内総務担当課が定期的(四半期に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する。	事後	実態にあわせて変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策(2)課税資料ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	＜共通基盤システムとしての措置＞ ・特定個人情報ファイルにアクセスした履歴(日時、職員ID、対象者の統合宛名番号、システム、事務、操作種別等)は、アクセスログとして磁気ディスクに記録し管理している。	＜共通基盤システムとしての措置＞ ・特定個人情報ファイルにアクセスした履歴(日時、職員ID、対象者の統合宛名番号、システム、事務、操作種別等)は、アクセスログとしてガバメントクラウド上に記録し管理している。	事前	重大な変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策(2)課税資料ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4 リスクに対する措置の内容	・特定個人情報ファイルへのアクセスは、セキュリティの高いコンピュータ室に設置しているサーバ・端末から実施するよう制限している。	・特定個人情報ファイルへのアクセスは、セキュリティの高いコンピュータ室に設置しているサーバ・端末及びガバメントクラウド上の仮想サーバから実施するよう制限している。	事前	重大な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)課税資料ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	＜共通基盤システムとしての措置＞ 契約書に以下の措置を講ずる旨規定する。 ・個人情報を記録した磁気ディスク等を廃棄する場合は、当該磁気ディスク等の物理的破砕等を行い、個人情報の復元ができない状態にする。	削除	事前	重大な変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2)課税資料ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策	＜共通基盤システムとしての措置＞ ・共通基盤システムの設置場所は、物理的対策(入退室管理、監視カメラ)が実施された庁内サーバ室に設置している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・地震によるデータに消失を防ぐために、庁内サーバ室は免震措置を講じている。	削除	事前	重大な変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2)課税資料ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策	右の記載を追加	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重大な変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2)課税資料ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策	右の記載を追加	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②本市が委託したガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤本市が委託したガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦本市やガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧本市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重大な変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)課税資料ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	・情報提供ネットワークシステムから取得した特定個人情報は、事務で必要な時に、必要な範囲で再取得することにより最新状態を維持する。	削除	事後	実態に合わせて修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)課税資料ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 消去手順 手順の内容	・庁舎内のセキュリティの高いコンピュータ室のサーバーで削除作業を行うこととしている。 〈共通基盤システムとしての措置〉 ・ディスク交換やハード更改等の際は、共通基盤システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊等を行い完全に消去する。	削除	事前	重大な変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2)課税資料ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 消去手順 手順の内容	右の記載を追加	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重大な変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3)課税台帳情報ファイル 3.特定個人情報の使用 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・個人住民税システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。	・個人住民税システムの稼働するガバメントクラウドでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。	事前	重大な変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3)課税台帳情報ファイル 3.特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・ユーザIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的(四半期に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する。	ユーザIDやアクセス権限については、税務部内総務担当課が定期的(四半期に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する。	事後	実態にあわせて変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3)課税台帳情報ファイル 3.特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	＜共通基盤システムとしての措置＞ ・特定個人情報ファイルにアクセスした履歴(日時、職員ID、対象者の統合宛名番号、システム、事務、操作種別等)は、アクセスログとして磁気ディスクに記録し管理している。	＜共通基盤システムとしての措置＞ ・特定個人情報ファイルにアクセスした履歴(日時、職員ID、対象者の統合宛名番号、システム、事務、操作種別等)は、アクセスログとしてガバメントクラウド上に記録し管理している。	事前	重大な変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3)課税台帳情報ファイル 3.特定個人情報の使用 リスク4 リスクに対する措置の内容	・特定個人情報ファイルへのアクセスは、セキュリティの高いコンピュータ室に設置しているサーバ・端末から実施するよう制限している。	・特定個人情報ファイルへのアクセスは、セキュリティの高いコンピュータ室に設置しているサーバ・端末及びガバメントクラウド上の仮想サーバから実施するよう制限している。	事前	重大な変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3)課税台帳情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	＜共通基盤システムとしての措置＞ 契約書に以下の措置を講ずる旨規定する。 ・個人情報を記録した磁気ディスク等を廃棄する場合は、当該磁気ディスク等の物理的破砕等を行い、個人情報の復元ができない状態にする。	削除	事前	重大な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策(3)課税台帳情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策	<共通基盤システムとしての措置> ・共通基盤システムの設置場所は、物理的対策(入退室管理、監視カメラ)が実施された庁内サーバ室に設置している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・地震によるデータに消失を防ぐために、庁内サーバ室は免震措置を講じている。	削除	事前	重大な変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策(3)課税台帳情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策	右の記載を追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重大な変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策(3)課税台帳情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	右の記載を追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②本市が委託したガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤本市が委託したガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦本市やガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧本市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重大な変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策(3)課税台帳情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 消去手順 手順の内容	・庁舎内のセキュリティの高いコンピュータ室のサーバで削除作業を行うこととしている。 <共通基盤システムとしての措置> ・ディスク交換やハード更改等の際は、共通基盤システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊等を行い完全に消去する。	削除	事前	重大な変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策(3)課税台帳情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 消去手順 手順の内容	右の記載を追加	<ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重大な変更
	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	右の記載を追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	重大な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	右の記載を追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する本市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、本市に業務アプリケーションサービスを提供するガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、本市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重大な変更
	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	指定様式を定め	個人情報の保護に関する法律に基づき、	事後	実態に合わせて修正
	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ③手数料等	写し	写し等	事後	文言の修正
	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表	市長公室広報広聴室市政情報相談課	東大阪市ウェブサイト (https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000039490.html)	事後	記載要領にあわせて変更
	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ ②対応方法	・情報漏えい当に関する問い合わせであれば、その事実確認を行うために、標準的な処理期間を条例上に規定している	削除	事後	実態にあわせて変更
	(別紙2)－(2) 特定個人情報ファイルの記録項目	右の記載を追加 追加に伴う連番の修正	42: 業務雑所得 166: 国外居住人数 167: 源泉徴収時控除済額 168: 控除外額 198: 定額減税額	事後	実態にあわせて変更
	(別紙2)－(3) 特定個人情報ファイルの記録項目	右の記載を追加 追加に伴う連番の修正	34: 森林環境税額 176: 国外居住人数 177: 源泉徴収時控除済額 178: 控除外額 206: 定額減税額 282: 免除額 283: 免除事由	事後	実態にあわせて変更